

平成25年度
嘉麻市外部評価結果報告書

平成25年12月
嘉麻市外部評価委員会

目次

1. はじめに	1
2. 委員会の役割	1
3. 評価のねらい	1
4. 評価の対象	2
5. 評価の概要	3
6. 評価の結果	3～29

(参考資料)

1. 嘉麻市外部評価委員会名簿.....	30
2. 会議の経過	31
3. 嘉麻市外部評価委員会条例.....	32～33
4. イベント運営・補助事業関係資料.....	34～39
5. 商工業振興事業関係資料.....	40～45
6. 滞納整理事務関係資料.....	46～51
7. 図書館施設管理運営事業関係資料.....	52～69
8. 指定管理体育施設管理運営事業関係資料.....	70～78
9. 人事考課推進事業関係資料.....	79～84

1. はじめに

行政評価制度は、行政経営の有効なツールとして位置づけられ、今では多くの地方公共団体で取り込まれている制度です。

本市においても、合併直後からの厳しい財政状況下において、限られた行政資源を効果的に配分できる仕組みを構築し、民間企業的な経営の考え方「行政を経営する」という考え方を実践するため、平成20年度に行政評価制度を導入し、取り組んできたところです。

また、平成22年12月に施行した嘉麻市自治基本条例では、行政評価制度を市長の責務として規定し、第三者による外部評価の実施とともに、行政評価の結果やこれに対する市民の意見を踏まえて、施策に反映させることを市長に義務付け、行政評価制度を市政運営の重要な仕組みとして位置づけられました。

このように制度としては定着しつつありますが、その手法においては試行錯誤を重ねているのが現状であります。

こうした中、嘉麻市外部評価委員会（以下「委員会」という。）では、外部評価に期待される役割を果たせるよう、これまで精力的に議論を重ねて参りました。その内容は、単に支出の削減のみを求めるものではなく、事業の成果を検証することで課題を検証し、今後の事務事業を改善していくためのものであります。

このたび、今年度実施した外部評価の結果について、報告書として取りまとめましたので、来年度以降の事務事業の改善等に努められることを強く願うものです。

最後に、外部評価の対象となった所管課におかれましては、お忙しい中での資料提出やヒアリングへの出席など、ご協力いただきましたことに深く感謝とお礼を申し上げます。

2. 委員会の役割

委員会は、本市が実施する行政評価について、市行政外部からの意見を取り入れることにより客観性と透明性を確保することとしており、次の事項を担います。

- ① 市が実施した行政評価について検証評価すること。
- ② 行政評価制度の改善について調査審議すること。
- ③ 上記の事項について市長に報告すること。

3. 評価のねらい

本年度は、平成21年度から平成24年度まで外部評価委員会で評価してきた事務事業の進捗管理を行うことで、外部評価委員会としてのPDCAサイクルの充実を図り、評価結果がその後の事務改善や予算にどのように反映されているかを検証するため、また、今まで評価していない事務事業についても問題点や課題を明らかにすることで、所管課における適正な事務事業の改善が図られることをねらいとして評価を実施したところです。

委員会の真意としては、今回実施した外部評価の結果を受けて各担当課において適正に事務の改善が図られ、併せて、この評価結果が財政課の予算査定において十分に考慮され、来年度の予算編成に反映されることであり、これにより効率的な行政運営が図られることを望むものです。

4. 評価の対象

(1) 評価対象事業数

評価対象事業については外部評価の全日程を考慮し6事業を選定することとしました。

(2) 評価対象事業の選定経過

平成21年度から平成24年度までに外部評価を実施した28事業のうち、事務改善の内容に課題・問題点があると考えられる事業を、5事業決定しました。

また、今まで評価対象となっていない事務事業について、問題点や課題を検証することで、早急に改善が図られることが特に必要と思われる事業を、1事業を選定しました。

(3) 評価対象事業

●イベント運営・補助事業（産業振興課）

【選定理由】

平成21年度の外部評価対象事業であり、事務改善の内容、これまでの事業内容や成果、事業のあり方等を把握することで、今後の方向性について検証を行う必要があると認められる。

●商工業振興事業（産業振興課）

【選定理由】

平成22年度の外部評価対象事業であり、事務改善の内容、補助金の妥当性、現状の事業内容を明確にすることにより、補助金支出の正当性や金額の妥当性について検証を行う必要があると認められる。

●滞納整理事務（収納対策室）

【選定理由】

平成24年度の外部評価対象事業であり、事務改善の内容、本事業の本来の目的と現状の実態の把握をすることによって、問題点や課題について検証を行う必要があると認められる。

●図書館施設管理運営事業（生涯学習課）

【選定理由】

平成24年度の外部評価対象事業であり、事務改善の内容、各施設の現状等を把握することで、施設数の妥当性や経費削減の可能性を探るため、運営方法の検証を行う必要があると認められる。

●指定管理体育施設管理運営事業（生涯学習課）

【選定理由】

平成22年度の外部評価対象事業であり、事務改善の内容、各施設の現状等を把握することで、施設数や管理方法の妥当性、また、今後の方向性についても検証を行う必要があると認められる。

●人事考課推進事業（人事秘書課）

【選定理由】

本年度初めて評価対象となる事業であるが、制度導入後の現在の実施状況及び運用方針について検証を行う必要があると認められる。

5. 評価の概要

(1) 評価方法について

評価にあたっては、所管課から提出された平成25年度事後評価基礎シート及び平成23年度事務事業評価表などを基に、妥当性や効率性の観点から事務事業の今後の方向性や改善点について意見を付すこととしました。

(2) 評価の経過について

委員会では、次の手順で外部評価を実施しました。

(外部評価の流れ)

①評価方法など評価にあたって必要となる事項を決定



②評価対象事業を選定



③事業の内容確認及び疑問点などの洗い出し



④所管課へ追加資料等の提出依頼



⑤所管課ヒアリングに向けての論点整理



⑥所管課ヒアリングの実施



⑦評価結果等について協議



⑧評価結果の決定

6. 評価の結果

各事業の評価結果は次のとおりです

外部評価結果表（1／6）

■ イベント運営・補助事業【産業振興課】

外部評価結果

<事業概要>

本事業は、嘉麻ふれあいまつり及び一夜城まつりに対する事業費補助を行うものである。これらのイベントは、地域住民の交流や産業の振興、地域の活性化を目的としている。また、実行委員会の事務局として産業振興課職員 12 名が参画し、実質的な運営補助を行っている。

<議論の焦点>

外部評価では、補助金事業であるにもかかわらず実質的に市が運営していることや、イベント効果の測定方法が議論の焦点となった。

<委員会意見>

● 実行委員会事務局のあり方について

本事業はイベントに対する補助金事業であり、本来ならば事業に対する補助金を受けた実行委員会が主体的に活動しイベントを遂行するものである。しかし、現状は実行委員会の事務局である産業振興課が主体となってイベントを開催している。これは産業振興課職員が職務時間内に無償の労働力を提供しているのであり、市は補助金に加え人件費も負担していることになる。今後は実行委員会が主体的に活動しイベントを遂行するべきである。

嘉麻ふれあいまつりは、合併以前に各地区で行われていた産業まつりを一本化する上で、市が主体的に関わる必要があると伺ったが、十分に理解のできる道理である。結果として、実行委員会の主体性が弱体化してしまったのは残念である。

しかし、合併から 8 年余りが経過しており、今後のイベント開催は実行委員会が主体となって行うべきである。市は実行委員会の主体性を回復できるよう指導的業務や連絡調整を行い、最終的には実行委員会のみでイベント開催できるよう、3 年から 5 年の移行期間を定め補助するべきである。

一夜城まつりは、元々は有志がボランティアを募り自主的に開催していたが、有志メンバーがいなくなり最終的に旧嘉穂町に依頼されて現在に至っていると伺った。嘉麻ふれあいまつりとは異なり、実行委員会のメンバーが定着しておらず、実行委員会による主体的なイベント開催は困難であるというのが所管課の意見である。

これについて、当委員会で提案する選択肢は 3 つである。一つ目は、嘉麻ふれあいまつり同様、3 年から 5 年程度の移行期間を設け実行委員会が主体的にイベントを実施することであり、その間、市は実行委員会育成のサポートを行うものである。この場合、引き続き事業費補助を行うものとするが、移行期間内に実行委員会による主体的イベント開催の目処が立たない場合は事業費補助を停止することが望ましい。二つ目は、現時点でもって実行委員会による主体的なイベント開催の見込みがないと判断し、今後の事業費補助を停

止することである。三つ目は、二つ目同様に実行委員会による主体的なイベント開催の見込みがないと判断するものの、このイベントが観光資源として有効かつ費用対効果が高いと判断するならば、市の事業として継続することである。ただし、有効性については来場者数の算定方法を明示し、イベントでの売上は各店舗から実数報告を受けるなど、その根拠を明らかにし、費用対効果についても他のまつりなどと比較することが必要である。

(参考：イベントの費用対効果の比較)

イベント	来場者数	補助金額	来場者1人当たりの補助金額
嘉麻ふれあいまつり	約 15,000 人	6,235,000 円	約 415 円
一夜城まつり	約 2,000 人	3,000,000 円	約 1,500 円

●イベント開催の効果について

所管課作成の事務事業評価表には事業の実施内容として来場者数が記載されており、現状はこの来場者数がイベントの成果をはかる唯一の指標である。しかし、今回のヒアリングの結果、来場者数は算定根拠のない数字であり所管課の推察であることがわかった。来場者数の正確な把握が困難であることは理解できるが、補助金交付の観点から、その算定根拠を明確にし、より正確な来場者数を把握するべきである。

このようなイベント等の来場者数を把握するには、会場入り口等で実数をカウントする方法と算定式を用いて推計する方法があり、一般的には後者を採用することが多い。一例ではあるが、一定エリアの人数をカウントし、この数値をもって会場全体の人数を計算し一定の回転数を乗算することで推計する方法がある。事例を調査し、市にふさわしい算定方法を採用していただきたい。

また、来場者数以外の指標として、補助金額の推移、出店者の売上高の推移、市外からの来場者数等も把握できることが望ましい。補助金額については、市で交付するものであり把握は容易である。出店者の売上高については、イベント後の売上報告を義務付ければ可能と思われる。市外来場者数の把握には、まつりで配布されている抽選券に記載されている住所をもってカウントする方法等を検討していただきたい。

●その他の意見

産業振興課は多くの事務事業を担っており、その時間をイベントに費やすのではなく、所管課本来の他の事業に傾注すべきである。

外部評価結果表（2／6）

■商工業振興事業【産業振興課】

外部評価結果

<事業概要>

本事業は、市内商工業者の経営改善や地域商工業の振興・発展に取り組む商工業者の指導団体である商工会議所及び商工会（以下、「商工会議所等」という）の運営を支援する事業である。また、プレミアム付商品券の発行を支援することにより地域内消費を喚起し、市内商店街の活性化を図る事業である。

<議論の焦点>

外部評価では、かまし活力商品券の発行事業の管理方法と効果検証、住宅改修事業における補助金申請の審査体制、補助金交付手続きにおける貸借対照表の必要性、商工会議所等に対する補助金額の妥当性が議論の焦点となった。

<委員会意見>

●かまし活力商品券の発行事業について

かまし活力商品券発行事業とは、商品券（500円綴り、22枚、11,000円分の商品券、1,000円分がプレミアム）を1万円で7,000部発行する事業に対し、商品券のプレミアム部分の合計700万円のうち約490万円を補助金として交付する事業である。商品券は本企画の加盟店で利用することができ、本事業は地域内消費を喚起し市内商店街等の販売促進及び活性化を目的としている。商品券の購入限度額は1人5万円となっており、市内の商工会議所等で購入することができる。購入希望者は商工会議所等で氏名・住所等を自己申告することで商品券を購入できる。商工会議所等はこの購入履歴を紙ベースで記録管理している。

ヒアリングで販売時の情報管理について伺ったところ、購入希望者の氏名・住所等の自己申告の際に身分証明書の提示は受けておらず、厳格な本人確認は行っていなかった。また、商品券購入限度額は1人5万円となっているが、商工会議所等は紙ベースの購入履歴を単独で管理しているだけで、他商工会議所等との情報共有は行われていなかった。すなわち、個人が偽って購入限度額以上の商品券を購入できる状態であった。

このような管理体制では、特定の個人もしくは団体が常軌を逸した数量の商品券を購入し利得を得ることや、商品券を特定の商店で利用することで恣意的な利益をもたらすことが可能であり、金券である商品券の管理体制としては著しく不適切である。上述については直ちに改善指導を行い、早急な管理体制構築が必要である。

また、各加盟店における商品券の利用状況については、商工会議所等のみが把握し、市にはその資料が提示されていなかった。

本事業の目的は市内商店街等の販売促進及び活性化であり、補助金を交付している市が商品券の利用状況に関する情報を要求するのは当然の権利であると考え。市はこの情報をもとに商品券の効果を検証し、事業の継続や中止、補助金額の増減を検討する責務があ

る。この情報を商工会議所等から入手できないのであれば、上述の効果検証は不可能であり、本事業に対する補助金交付の根拠が失われると判断する。

よって、市は直ちに商工会議所等に資料提出を要求し効果検証を行うべきである。資料等が入手できない場合は、今後の補助金交付は行わないことが望ましい。

●住宅改修事業補助金について

この補助金は、市民が市内の施工業者によって、現在居住し所有する住宅を改修する場合に限り、その費用の一部を市が補助する制度である。事業目的として「市民の快適な住環境の整備」と「地域経済の活性化」が掲げられており、「地域経済の活性化」の観点から現在は産業振興課が所管している。

所管課の業務内容は、施工業者から提出された見積書をチェックし補助金交付の決定・交付を行うものである。

ヒアリングによると、見積書類の審査において専門知識を要する改修等については、見積金額の単価や数量の妥当性について判断が困難なケースが多く、所管課では対応に苦慮しており、専門知識を有する嘱託職員（設計士）の在籍する住宅公園課が所管するよう変更されることを望まれていた。

上述について、審査体制の適正化を図る必要があると考えられ、当委員会の提案する改善案は2つである。一つは、見積書類の審査業務のみを住宅公園課が行うことである。これにより、専門知識を有する職員（設計士）による適正な審査が可能になると考えられるが、デメリットとしては事業に関与する部署が2課となり作業プロセスが煩雑になることが懸念される。二つ目は、補助金事業の所管を住宅公園課に変更することである。所管が住宅公園課になることによるデメリットは当委員会では検討がつかないため、二つ目の改善案が妥当と考えるが、庁内で協議のうえ改善することが望ましい。

●補助金申請手続きと嘉麻市補助金等交付規則について（商工会議所等）

嘉麻市補助金等交付規則の第3条（交付の申請）には補助金交付時の提出書類として様式第1号：補助金等交付申請書、様式第2号：収支予算書、その他市長が必要と認める書類が記されているが、貸借対照表については記されていない。貸借対照表には資産負債状況が記されており、仮に商工会議所等が多額の現金等流動資産を有していた場合、補助金交付の必要性は低下すると考えられる。現状、貸借対照表は商工会議所等から市へ任意で提出されているが、ヒアリングでは市が補助金申請の査定時に商工会議所等の資産負債状況を十分に検討したとは認識できず、これまでの交付申請における査定方法に疑問を感じた。今後は、嘉麻市補助金等交付規則を改正し、貸借対照表を補助金申請時の提出資料と定め、補助金交付の必要性を十分に検討すべきである。

●補助金額の妥当性について（商工会議所）

市は商工会議所に4,363,500円の補助金を交付している。商工会議所の概要は以下のと

おりである（収支決算書及び平成24年度事業報告書より抜粋）。

・組織体制：専務理事他7名

・会員数（単位：人）

区分	前年度末会員数	新規加入者数	脱退数	今年度末会員数
個人	216	2	5	213
法人	83	1	2	82
団体	6	0	0	6
計	305	3	7	301

会員数は微減している。

・収支決算書

収入の部（単位：円）

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
会費	5,520,000	5,388,000	-132,000	—
交付金	28,008,000	28,448,150	440,150	うち補助金 (4,363,500円)
事業収入	9,059,000	8,942,871	-116,129	—
雑収入	1,021,000	1,341,390	320,390	—
繰越金	4,200,000	4,421,766	221,766	—
計	47,808,000	48,542,177	734,177	—

支出の部（単位：円）

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
給与費	30,446,000	28,293,943	-2,152,057	—
福利厚生費	4,122,000	4,098,188	-23,812	—
旅費	400,000	247,240	-152,760	—
事務費	3,590,000	4,022,620	432,620	—
会議費	500,000	365,518	-134,482	—
一般事業費	5,678,000	4,707,492	-970,508	—
渉外費	150,000	220,560	70,560	—
公課分担金	875,000	476,000	-399,000	—
退職共済費	1,435,000	1,308,509	-126,491	—
雑費	300,000	190,139	-109,861	—
予備費	312,000	0	-312,000	—
計	47,808,000	43,930,209	-3,877,791	—

・貸借対照表（単位：円）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
（流動資産）	<u>18,490,543</u>	（流動負債）	<u>44,238</u>
現金預金	18,490,543	預り金	44,238
〈固定資産〉		〈正味財産の部〉	
（有形固定資産）	<u>53,438,526</u>	（剰余金）	<u>72,784,831</u>
建物	50,934,685	固定財産	54,338,526
建物付属設備	892,000	一般会計収支剰余金	4,611,968
建築物	1,230,130	繰越剰余金	13,834,337
什器備品	370,791		
車両運搬具	7,600		
電話通信設備	3,320		
（その他固定資産）	<u>900,000</u>		
出資金	900,000		
合計	72,829,069	合計	72,829,069

商工会議所は市に対し補助金交付申請書（平成 24 年 5 月 22 日付、以下「交付申請書」という。）を提出しており、概要は以下のとおりである。

1.補助申請額	4,363,500 円
2.事業名	商工振興対策事業補助金
3.事業の目的	地域の活性化を図り、商工業の振興を促進することを目的とする
4.事業の内容	①商工会議所事業費 ②商業団活動事業費 ③小規模経営改善普及事業費 ④商業活性化支援事業費 ⑤消費拡大推進事業費

その際、平成 24 年度事業計画書（案）（以下、「計画書案」という。）を添付資料としており、計画書案に記載されている平成 24 年度一般会計収支予算書（案）（以下、「予算書案」という。）の支出の部_6.一般事業費の概要は以下のとおりである。

款	項	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	備考
6.一般事業費		5,728,000	5,678,000	-50,000	
	1.商工振興 対策費	3,183,000	3,183,000	0	商業活性化 事業費・消費 拡大推進事 業費・他
	2.金融対策 費	200,000	200,000	0	金融指導事 務費・他
	3.税務対策 費	500,000	500,000	0	税理士謝 金・税務研修 会・会議費・ 他
	4.観光文化 対策費	250,000	200,000	-50,000	駅伝大会・観 梅会・他
	5.講習講話 費	215,000	215,000	0	講習会開催 費
	6.実業教育 振興費	10,000	10,000	0	珠算検定試 験経費
	7.部会運営 費	150,000	150,000	0	部会・委員会 活動費
	8.表彰費	150,000	150,000	0	優良従業員 表彰・役職員 表彰
	9.調査広報 費	220,000	220,000	0	広報費・商工 手帳・調査費
	10.中小企業 相談費	650,000	650,000	0	小規模事業 指導に要す る経費
	11.青年部活 動推進費	100,000	100,000	0	青年部活動 助成金
	12.女性会活 動推進費	100,000	100,000	0	女性会活動 助成金

交付申請書と予算書案を照合すると、交付申請書に記載されている事業名（商工振興対策事業補助金）及び補助申請額（約 436 万円）は、予算書案の項（1.商工振興対策費）及

び本年度予算（約 318 万円）に該当すると推測されるが、金額が一致しない。差額の 118 万円は他のどの事業費として予算計上されているのかは、この予算書案からは推測不能である。所管課は、商工会議所等から提出された資料をもとに事業の必要性や効果を検討し補助金の交付を決定すべきであるが、現状の資料では適切な審査が出来るとは考えられない。これは、補助金交付申請時の査定がこれまでの手法を踏襲していることを示しており、所管課の対応に疑念を感じる。

例えば、かまし活力商品券発行事業においては、事業内容等が明確に記されており、事業経費と市が交付した補助金の関係性が明白である。今後の審査はかまし活力商品券発行事業に順ずる手法で事業毎に査定・交付するべきである。加えて、補助金交付の方法を現状の概算払いから精算払いと変更し、事業費として使われなかった補助金は返還されるよう制度改正すべきである。

●補助金額の妥当性について（商工会）

市は、商工会に 9,711,000 円の補助金を交付している（収支決算書には 10,656,000 円と記載されているが、うち 945,000 円はさくらまつりに対する補助金である）。商工会の概要は以下のとおりである（収支計算書及び平成 24 年度事業報告書より抜粋）。

- ・組織体制：指導員 4 名、補助員 3 名、記帳専任 2 名
- ・会員数（単位：人）

稲築本所

区分	前年度末会員数	新規加入者数	脱退数	今年度末会員数
個人会員	252	1	18	235
法人会員	87	0	6	81
計	339	1	24	316

碓井地区

区分	前年度末会員数	新規加入者数	脱退数	今年度末会員数
個人会員	75	0	8	67
法人会員	29	2	2	29
計	104	2	10	96

嘉穂地区

区分	前年度末会員数	新規加入者数	脱退数	今年度末会員数
個人会員	130	5	14	121
法人会員	42	0	2	40
計	172	5	16	161

会員数は、前年度末会員数 615（3 地区合算）から今年度末会員数 573 となり 42 減少している。

・収支決算書

収入の部（単位：円）

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
県補助金	46,552,743	47,342,389	789,646	—
県単補助金	277,200	279,330	2,130	—
市補助金	10,656,000	10,656,000	0	—
助成金	90,000	0	－90,000	—
会費・手数料	28,945,761	34,958,930	6,013,169	
受託料	195,000	15,118,332	14,923,332	
前期繰越収支 差額	3,936,321	3,936,321	0	—
計	90,653,025	112,291,302	21,638,277	—

支出の部（単位：円）

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
経営改善普及 事業指導職員 設置費	53,547,407	54,862,350	1,314,943	実質的な人件 費及び福利厚 生費
経営改善普及 事業指導事業 費	16,452,297	15,744,806	－707,491	—
県指定事業費	979,397	879,000	－100,397	—
地域振興事業 費	5,408,753	4,301,842	－1,106,911	—
受託事業費	195,000	15,118,332	14,923,332	—
管理費	11,330,155	7,491,633	－3,838,522	—
資産取得支出	383,922	382,200	－1,722	—
引当金	0	7,000,000	7,000,000	—
予備費	2,356,094	0	－2,356,094	—
当期剰余金	0	6,511,139	6,511,139	—
計	90,653,025	112,291,302	21,638,277	—

・貸借対照表（単位：円）

資産の部			負債の部		
科目		金額	科目		金額
1 流動資産	1. 現金	0	1 流動負債	1. 預り金	2,602,761
	2. 当座預金	2,384,192		2. 未払金	1,541,765
	3. 普通預金	6,762,904			
	4. その他の預金	1,408,569			
	5. 仮払金	100,000			
	流動資産計			10,655,665	流動資産計
2 引当資産	1. 役員退任記念品 料引当預金	231,083	2 引当勘定	1. 役員退任記念品 料引当金	231,083
	2. 商工運営安定引 当預金	27,019,144		2. 商工運営安定引 当金	27,019,144
	3. 退職給付引当預金	360,074		3. 退職給付引当金	360,074
	4. 稲築地区振興協 力引当預金	8,996,360		4. 稲築地区振興協 力引当金	8,996,360
	5. 碓井地区振興協 力引当預金	1,620,173		5. 碓井地区振興協 力引当金	1,620,173
	6. 嘉穂地区振興協 力引当預金	4,171,182		6. 嘉穂地区振興協 力引当金	4,171,182
	引当資産計			42,398,016	引当資産計
3 固定資産	1. 土地	4,500,000	3 残高勘定	1. 土地残高	4,500,000
	2. 建物	82,861,460		2. 建物残高	82,861,460
	3. 器具・備品	18,705,292		3. 器具・備品残高	18,705,292
	4. その他の固定資産	141,100		4. その他の固定資 産残高	141,100
	5. 有価証券	175,200		5. 有価証券残高	175,200
	6. 出資金	58,000		6. 出資金残高	58,000
	固定資産計			106,441,052	残高勘定計
資産の合計		159,494,733	負債の合計		152,983,594
			繰越収支差額		6,511,139
合計		159,494,733	合計		159,494,733

収支決算書の支出の部（区分_引当金）の差引増減額に700万円、同じく支出の部（区分_当期剰余金）の差引増減額に約651万円が計上され、平成24年度は実質的に約1,351万円の剰余金が発生している。これは予算額約9,065万円の約14.9%に該当する。貸借対照

表には、流動資産として約 1,065 万円、引当資産の商工運営安定引当預金として約 2,701 万円、その他の引当預金として約 1,538 万円が計上されており、預金全体で約 5,305 万円を保有している。上述より商工会は潤沢な資産を有し、組織運営及び事業に係る資金について、市からの補助金を必要とする理由が見出せない。商工会が補助金交付申請時に添付している収支予算書には、市補助金の使途は運営費補助と記されているが、この市補助金は商工会運営に必要な補助金等とは考えられず、そのまま剰余金として商工会の資産となっているのが実態であり、市の補助金交付は不適切である。

前回の外部評価委員会でも指摘したとおり、補助金交付は事業補助に限定されるべきである。商工会は潤沢な資金を要しているにも関わらず、市が補助金交付を決定しているということは、補助金交付申請時の査定がこれまでの手法を踏襲していることを示しており、所管課の対応に疑念を感じる。

例えば、かまし活力商品券発行事業においては、事業内容等が明確に記されており、事業経費と市が交付した補助金の関係性が明白である。今後の審査はかまし活力商品券発行事業に順ずる手法で事業毎に査定・交付するべきである。加えて、補助金交付の方法を現状の概算払いから精算払いと変更し、事業費として使われなかった補助金は返還されるよう制度改正すべきである。

●その他の意見

ブランド商品のPRや販路拡大については、自治体内部の組織で積極的な取り組みを行っている事例が多く見られる。今後は産業振興課が主体的に取り組むほうが、将来的な効果が期待できる可能性もあるため、ご検討いただきたい。

産業振興課にはイベント事業ではなく、このような事業により多くの時間を割り当てていただきたい。

外部評価結果表（3／6）

■滞納整理事務【収納対策室】

外部評価結果

<事業概要>

本事業は、公債権と私債権の一元管理を目指し、市税等収納金のうち、原課（公債権や私債権を取り扱い課）で徴収が困難なものに係る滞納整理や原課との全体調整を行う業務である。

<議論の焦点>

外部評価では、収納対策室の組織の位置づけ、個人情報及び税情報の共有、また、不納欠損処理に対する考え方が議論の焦点となった。

<委員会意見>

●収納対策室の組織的位置づけについて

市は市民税や国民健康保険税等の課税徴収業務を行っており、現年度及び過年度の滞納分を公債権として管理している。また、市営住宅の家賃や学校給食費、水道料金等の調定徴収業務も行っており、現年度及び過年度の滞納分を私債権として管理している。

滞納管理システム導入以前は、個人の滞納状況は公債権や私債権を管理する各々の所管課のみが把握しており、組織横断的な情報共有システムは構築されていなかった。例えば国民健康保険税（公債権）を長期で滞納している市民がいた場合、これを管理している所管課はこの事実を当然把握しているが、それ以外の公債権や私債権（例えば市営住宅の家賃）の滞納の有無や金額を把握する手段はなかった。

そこで、公債権と私債権を一元管理する組織を目指して収納対策室が設置された（平成19年8月に現在の税務課徴税系の業務を併せて行う収納対策課として設置。その後、平成21年4月に徴税部門を切り離した収納対策室として現在に至る）。また、公債権と私債権を管理するために滞納管理システムを導入した（この取組は全国的にも先進的な取組である一方、現在においても完全な仕組みではなく、試行錯誤を重ねている状態である。導入した滞納管理システムについても同様で、他に類をみないシステムであるものの完成には至っていない）。

ヒアリングでは、収納対策室は市民環境部の下部組織として位置づけられており、他の部署に対する指導助言等の権限がなく、事務処理等も煩雑になっていると伺った。そのため、今後は収納対策室を市長直轄の組織とし、収納対策室に組織横断的な指導助言等の権限を付与することを検討していただきたい。市長直轄の組織であれば、市長を本部長とする収納対策本部を設置することが可能となり、債権徴収のノウハウや個人情報や税情報の課題等について協議する場が出来ることで、滞納整理に関する組織的理解が深まることも期待できる。また、収納対策室は職員2名で対応しており、必要であれば増員について検討すべきである。

●個人情報及び税情報の共有について

滞納管理システムの構築により、収納対策室の端末では全ての公債権及び私債権の滞納状況を把握できるように設定されている。しかし、各々の公債権及び私債権を所管している各所管課の端末では、所管以外の公債権及び私債権を把握できないように設定されている。これはシステム上の理由ではなく、債務者の個人情報及び税情報保護に関する法的解釈によるものであると伺った（各々が所管する公債権及び私債権については、所管課が法的根拠に基づいた請求権を有するため、個人情報や税情報を知ることは出来るが、それ以外の情報は法的根拠に基づいた請求権を有しないため、個人情報や税情報を知ることは出来ないという解釈）。

上述の法的解釈については、従来は妥当な解釈とされていたが、近年は多重滞納者の増加抑制のためにも、一定金額以上の滞納がある場合に自治体内で情報共有することは妥当であるという解釈を主張する弁護士もいると伺った。

当委員会は、滞納者の全ての個人情報及び税情報を全庁的に情報共有するまで至らなくとも、所管課が把握している公債権及び私債権以外の滞納の有無と滞納している債権の種類等の情報を共有することで、将来的な滞納発生を抑制する取り組みを行うべきだと考える。現在の個人情報及び税情報保護の体勢は、公債権及び私債権滞納者に対する過剰な保護であり、真面目な納税者の心境や税負担の公平性を考えれば妥当性に欠けると考える。

●不納欠損処理に関する考え方

嘉麻市が管理している債権には公債権と私債権があり、公債権は滞納処分ができる債権（強制徴収公債権）と滞納処分ができない債権（非強制徴収公債権）に分類される。公債権は適用される法令に基づき時効となる期間（2年または5年）が定められており、この期間内に徴収できなかった債権は自動的に消滅してしまう。私債権にも時効となる期間が定められているが、公債権と異なり債務者による時効の援用手続きがなければ債権は消滅しない。

区分	滞納処分の可否	時効の期間	適用法令
公債権	可	2年または5年	地方税法、地方自治法、国民健康保険法、介護保険法等
公債権	不可（差押不可）	2年または5年	地方自治法
私債権	不可（差押不可）	1年から10年（但し債務者による時効の援用手続きを要す）	民法、商法

上述のとおり、公債権は時効により徴収できなかった債権は自動的に消滅するが、私債権は債務者による時効の援用手続き、もしくは市による不納欠損処理が行われなければ、

債権の繰越滞納額として引き続き管理されることとなる。

嘉麻市で管理している公債権及び私債権の滞納繰越額（単位：千円）の推移は以下のとおりである。

区分		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
公債権	現年分	222,423	231,122	221,488	186,255	162,294	157,263	166,496
	滞納分	755,964	777,822	805,642	835,734	823,326	776,339	710,523
	小計	978,388	1,008,944	1,027,130	1,021,989	985,621	933,603	877,019
私債権	現年分	118,114	112,201	120,281	95,126	83,667	81,895	74,481
	滞納分	459,427	490,692	521,982	571,901	590,546	593,414	605,739
	小計	577,541	602,893	642,263	667,028	674,214	675,309	680,220
債権の 合計	現年分	340,538	343,323	341,769	281,382	245,962	239,158	240,977
	滞納分	1,215,392	1,268,514	1,327,624	1,407,635	1,413,872	1,369,754	1,316,263
	総計	1,555,930	1,611,838	1,669,394	1,689,017	1,659,835	1,608,913	1,557,240
前年比の増減額		-	55,908	57,556	19,623	-29,182	-50,922	-51,672

公債権（小計）の滞納繰越額の推移を分析すると、平成 20 年度をピークとし、平成 24 年度まで毎年減少している。うち現年分は平成 19 年度をピークとし、平成 23 年度までは毎年減少しているが、平成 24 年度は増加に転じている。うち滞納分は平成 21 年度をピークとし、平成 24 年度まで毎年減少している。

私債権（小計）の滞納繰越額の推移を分析すると、平成 18 年度から平成 24 年度まで毎年増加している。うち現年分は平成 20 年度をピークとし、平成 24 年度まで毎年減少している。うち滞納分は毎年増加している。

当初における当委員会の意見は、不納欠損処理の促進であり、法的にも現実的にも徴収不能となっている債権（滞納者が自己破産している債権、滞納者が生活保護を受けている債権、滞納者が死亡し相続者がいない債権）については、迅速に不納欠損処理を行うべきと考えていた。しかし、市が不納欠損を認めることで滞納者の納税に対する義務感の更なる希薄化や、不納欠損についての情報蔓延による滞納者拡大を促す可能性も考えられ、不納欠損処理による滞納者のモラル低下も思慮する必要があり、慎重な判断を要するという考えに至った。滞納者が死亡し相続者がいないケースでは、上述した納税義務感の希薄化や情報蔓延による滞納者拡大の可能性は低いと考えられるため、例えば滞納者の死後 2 年経過後に不納欠損処理とする等の具体的な手続きを規定しても差し支えないと考える。しかし、滞納者が生存しているケースでは、不納欠損処理の促進よりも、これ以上滞納させないための取り組みを強化するほうが有効であると考え（既に実施しているファイナンシャル・プランナーによる家計指導等）。

外部評価結果表（４／６）

■図書館施設管理運営事業【生涯学習課】

外部評価結果				
<p><事業概要></p> <p>当該事業は、図書の貸出、図書システムの管理及び施設の維持管理を行う業務である。</p>				
	山田図書館	稲築図書館	嘉穂図書館	碓井図書館
資料の特性	福祉・IT関連	子育て支援関連	環境・歴史関連	人権・平和関連
利用者数（人）	24,020	11,079	16,464	11,054
貸出冊数（冊）	100,412	40,429	77,337	44,567
登録者数（人）	5,164	1,469	3,497	1,902
決算額（円）	30,948,111	9,634,177	17,950,904	16,711,558
うち直接事業費	21,383,208	3,842,133	7,664,465	9,097,825
（うち備品購入費）	9,665,406	2,999,903	5,010,707	3,080,532
<p>（注）決算額等は平成25年度事務事業評価表より抜粋（各館の施設運営事業）</p> <p>数値はいずれも平成24年度</p> <p>直接事業費は決算額から人件費を除いた費用</p> <p>備品購入費には図書購入費を含む</p>				
<p><議論の焦点></p> <p>外部評価では、市内4館という施設数の妥当性や抜本的な経費削減、指定管理者導入の検討が議論の焦点になった。</p>				
<p><委員会意見></p> <p>●施設数の妥当性について</p> <p>市内には合併以前の旧1市3町時代に設立された4館の図書館が現存している。それぞれの図書館には資料の特性があり、近隣自治体と比較し図書館数や資料が充実していることは、市の文化や教育に関する施策が充実していることを示していると所管課では考えている。</p> <p>しかし、市民に対し多くのサービス（当事業においては図書館数）を提供するには、それに応じた費用を要するものであり、財政状況の厳しい嘉麻市では、市の規模に準じた適切なサービス量を把握したうえで、提供するサービス量を検討する必要があると考えられる。そこで、当委員会では、福岡県内における自治体のサービス量の過多過少を指標を用いて比較分析した。「市民10,000人あたりの図書館数（図書館数÷市民数×10,000）」という指標を用い、福岡県内の自治体と比較すると、嘉麻市は人口10,000人あたり約0.94館の図書館があり、福岡県内の60市町村中9番目であった（平均値は0.21館であり嘉麻市は平均値の約4.8倍、詳細は添付資料参照）。これは、嘉麻市の財政状況に鑑みると過剰サ</p>				

サービスである可能性が高いと考えられる。一方、嘉麻市の行政区域の広さを考えると、サービスの過多過少を分析するにあたり、各地区（旧 1 市 3 町）における図書館の利便性（アクセスのしやすさ）も考慮すべきであり、これを「10,000ha あたりの図書館数（図書館数 ÷ 総面積（ha） × 10,000）」という指標を用い、福岡県内の自治体と比較すると、嘉麻市は 10,000ha あたり約 3.0 館の図書館があり、福岡県内の 60 市町村中 23 番目であった（平均値は 2.1 館であり嘉麻市は平均値の約 1.4 倍、詳細は添付資料参照）。この結果、財政の健全化や市町村合併による行政運営の効率化を優先すれば、4 館ある図書館のうち 1 館又は 2 館を閉館することを検討すべきであるが、市民の利便性（アクセスのしやすさ）を優先すれば現状維持という判断もありうると考えられる。

当委員会の意見としては、財政の健全化及び市町村合併による行政運営の効率化を優先すべきであり、市内の図書館数は 2 館程度が望ましいと考える。市が市民の利便性を優先し現状維持とするのであれば、4 館運営に要する運営コストの圧縮をより真剣に検討し実施しなければ、いずれは財政難から 4 館運営を断念せざるを得ない状況になる可能性が高いと懸念される。

●抜本的な経費削減と収入・利用者を増やす取組について

合併以降の事業費（決算額、うち直接事業費、人件費（正規職員＋臨時・嘱託職員）等）の推移は以下のとおりである（単位：千円、千円未満は切り捨てて表記）。

年度	決算額	直接事業費	人件費 （正規職員 ＋臨時嘱託 職員）	（明細） 人件費のう ち正規職員	（明細） 人件費のう ち臨時嘱託 職員
平成 19 年度	131,132	51,471	71,660	43,366	28,294
平成 20 年度	121,390	49,923	71,466	43,528	27,938
平成 21 年度	103,554	51,461	52,092	23,060	29,032
平成 22 年度	113,002	63,506	49,495	16,414	33,081
平成 23 年度	113,326	61,141	52,184	16,995	35,189
平成 24 年度	102,847	50,852	51,993	17,100	34,893

（注）決算額等は図書館運営に係る全ての事務事業の合計

平成 24 年度と平成 19 年度の決算額を比較すると、決算額は平成 19 年度の 78.4%に低減しており、これは主に人件費の削減効果である。直接事業費は平成 19 年度以降、増減を繰り返しているが、人件費は（正規職員＋臨時嘱託職員）は平成 19 年度の 72.5%に低減しており、業務改善の効果が伺える。

また、従事する職員数の推移は以下のとおりである（単位：人）。

年度	職員数合計 (正規職員 +臨時嘱託 職員)	正規職員	正規職員の うち図書司 書の資格を 有する者	臨時・嘱託 職員	臨時・嘱託職 員のうち図書 司書の資格を 有する者
平成 19 年度	19	4	3	15	14
平成 20 年度	19	4	3	15	14
平成 21 年度	19	3	2	16	15
平成 22 年度	21	2	1	19	17
平成 23 年度	21	2	1	19	17
平成 24 年度	21	2	1	19	17

合併当初は 4 名の正規職員（うち図書司書 3 名）が 4 館の図書館運営に従事していたが、平成 22 年度以降は 2 名の正規職員（うち図書司書は 1 名）で運営している。これに伴い臨時・嘱託職員を増員し、平成 19 年度は 14 名の臨時・嘱託職員を雇用していたが、平成 22 年度以降は 17 名を雇用している。職員数合計（正規職員+嘱託・臨時職員）は平成 21 年度の 19 名から平成 22 年度以降は 21 名に増員しているが、これは事業全体の事務補助として 1 名、稲築図書館に 1 名を増員したものである。

上述より図書館運営に係る費用見直しの成果を伺えるものの、今後の財政難を想定した場合に事業費の削減は不可避であり、4 つの図書館を維持し続けるには抜本的な経費削減案を検討すべきである。一部であるが、当委員会では以下の案が提案された（但し、アイデアレベルであり、予測される効果等を十分に検証していないため、具体的な検討を強制するものではない）。

経費削減案	メリット	デメリット
1. 時間帯における繁閑に応じた図書司書の勤務時間を調整する	✓ 勤務時間の細やかにコントロールによる人件費削減	✓ なし（但し、現状では具体的な効果が予測できない）
2. 休館日を増やす	✓ 営業時間短縮による人件費削減 ✓ 削減した人件費を事業費（例えば図書購入費）に振り替え（予算増）	✓ 利便性の低下 ✓ 利用者数の低減
3. 開館時間を調整する		
4. 中央図書館（1 館）と図書室（3 館）への規模縮小	✓ 人件費削減 ✓ 事業費削減	

また、これ以上の経費削減が難しいのであれば、出来るだけコストをかけずに収入や利用者を増やす取り組みについても検討すべきではないか。一部であるが、当委員会では以下の案が提案された（但し、アイデアレベルであり、予測される効果等を十分に検証していないため、具体的な検討を強制するものではない）。

収入を増やす取り組み

1. 廃棄図書（雑誌含む）のリサイクル（無償譲渡）の有償化
2. 施設の空スペースを利用したテナント誘致（飲食店等）や貸会議室の開設
3. 図書館の駐車場を利用したイベント開催による新規の図書館利用者（普段は図書館にこない方、興味のない方）の獲得

このような議論については、所管課のみではなく産業振興課等も含めた組織横断的な情報交換・検討が効果的ではないかと考える。

●指定管理者制度導入の検討について

図書館の指定管理者制度導入については、平成 20 年度に図書館協議会にて導入の是非が検討された結果、市長に対し全員一致で反対の意見書が提出されている。議事録から拝見する限りであるが、指定管理者制度を導入している自治体の情報が少ない中で検討せざるを得ない状況もあり、導入に前向きな意見はほとんど伺えなかった。特に、指定管理者制度の仕組みに対して誤解があるまま議論が進行している過程や、財政面での効果に関する発言が少なく制度導入に対する不安に関する発言が多いことは、導入検討の議論としては論点の偏りが目立つものであった。しかしながら、所管課はこの意見を重く受けとめており、それ以降の指定管理者制度の導入状況調査については隣接する 1 つの自治体にのみ電話で状況を聞いていただけであった。そのため、昨年度の報告書において、「委員会としては、指定管理者制度の導入について賛否を問う、あるいは示すものではないが、所管課が熟慮されないままに、安易に方向性を示そうとしているところに非常に疑問を抱くところであった。所管課においては、市民サービスはもちろんのこと、コスト削減の観点や効率的な事業運営の観点から、しっかりとしたコスト分析や指定管理者制度のメリット・デメリットを整理し、説得力のある見解を示されたい」と提案した次第である。

再掲となるが、本事業における当委員会の主たる意見は図書館数の適正化であり 2 館程度とすることが望ましいという意見及びその根拠は上述のとおりである。また、仮に 4 館運営を維持するのであれば、抜本的な経費削減や収入・利用者を増やす取り組みが必要であり、指定管理者制度の導入検討もこの意見の延長上にあるものである。本年度、所管課において指定管理者制度を導入している自治体へのアンケート実施や視察を検討されるとのことであり、指定管理者制度について十分な調査、導入のメリット・デメリットの整理を行い、今後の図書館運営の方法について説得力のある見解を示していただきたい。

人口10,000人あたりの図書館数			
地域名	図書館数(館) 2008年	人口総数(人) 2010年	人口10,000人あたりの 図書館数
福岡県 北九州市	17	976,846	1.7
福岡県 みやこ町	3	21,572	1.4
福岡県 上毛町	1	7,852	1.3
福岡県 久山町	1	8,373	1.2
福岡県 苅田町	4	36,005	1.1
福岡県 糸田町	1	9,617	1.0
福岡県 築上町	2	19,544	1.0
福岡県 柳川市	7	71,375	1.0
福岡県 嘉麻市	4	42,589	0.9
福岡県 添田町	1	10,909	0.9
福岡県 みやま市	3	40,732	0.7
福岡県 桂川町	1	13,863	0.7
福岡県 筑前町	2	29,155	0.7
福岡県 大刀洗町	1	15,284	0.7
福岡県 芦屋町	1	15,369	0.7
福岡県 川崎町	1	18,264	0.5
福岡県 朝倉市	3	56,355	0.5
福岡県 遠賀町	1	19,160	0.5
福岡県 宗像市	4	95,501	0.4
福岡県 新宮町	1	24,679	0.4
福岡県 須恵町	1	26,044	0.4
福岡県 飯塚市	5	131,492	0.4
福岡県 豊前市	1	27,031	0.4
福岡県 水巻町	1	30,021	0.3
福岡県 篠栗町	1	31,318	0.3
福岡県 岡垣町	1	32,119	0.3
福岡県 八女市	2	69,057	0.3
福岡県 大川市	1	37,448	0.3
福岡県 宇美町	1	38,592	0.3
福岡県 粕屋町	1	41,997	0.2
福岡県 志免町	1	43,564	0.2
福岡県 中間市	1	44,210	0.2
福岡県 那珂川町	1	49,780	0.2
福岡県 久留米市	6	302,402	0.2
福岡県 田川市	1	50,605	0.2
福岡県 福津市	1	55,431	0.2
福岡県 直方市	1	57,686	0.2
福岡県 古賀市	1	57,920	0.2
福岡県 小郡市	1	58,499	0.2
福岡県 行橋市	1	70,468	0.1
福岡県 太宰府市	1	70,482	0.1
福岡県 大野城市	1	95,087	0.1
福岡県 糸島市	1	98,435	0.1
福岡県 筑紫野市	1	100,172	0.1
福岡県 春日市	1	106,780	0.1
福岡県 大牟田市	1	123,638	0.1
福岡県 福岡市	11	1,463,743	0.1
福岡県 筑後市	0	48,512	0.0
福岡県 うきは市	0	31,640	0.0
福岡県 宮若市	0	30,081	0.0
福岡県 小竹町	0	8,602	0.0
福岡県 鞍手町	0	17,088	0.0
福岡県 東峰村	0	2,432	0.0
福岡県 大木町	0	14,350	0.0
福岡県 広川町	0	20,253	0.0
福岡県 香春町	0	11,685	0.0
福岡県 大任町	0	5,503	0.0
福岡県 赤村	0	3,251	0.0
福岡県 福智町	0	24,714	0.0
福岡県 吉富町	0	6,792	0.0
平均値	106	5,071,968	0.2

10,000haあたりの図書館数			
地域名	図書館数(館) 2008年	総面積(ha) 2011年	10,000haあたりの図 書館数
福岡県 糸田町	1	804	12.4
福岡県 志免町	1	870	11.5
福岡県 柳川市	7	7,688	9.1
福岡県 水巻町	1	1,103	9.1
福岡県 芦屋町	1	1,142	8.8
福岡県 苅田町	4	4,661	8.6
福岡県 粕屋町	1	1,412	7.1
福岡県 春日市	1	1,415	7.1
福岡県 中間市	1	1,598	6.3
福岡県 須恵町	1	1,633	6.1
福岡県 新宮町	1	1,891	5.3
福岡県 桂川町	1	2,007	5.0
福岡県 遠賀町	1	2,214	4.5
福岡県 大刀洗町	1	2,283	4.4
福岡県 大野城市	1	2,688	3.7
福岡県 北九州市	17	48,878	3.5
福岡県 太宰府市	1	2,958	3.4
福岡県 宗像市	4	11,966	3.3
福岡県 宇美町	1	3,022	3.3
福岡県 福岡市	11	34,170	3.2
福岡県 筑前町	2	6,718	3.0
福岡県 大川市	1	3,363	3.0
福岡県 嘉麻市	4	13,518	3.0
福岡県 みやま市	3	10,512	2.9
福岡県 川崎町	1	3,612	2.8
福岡県 久山町	1	3,743	2.7
福岡県 久留米市	6	22,984	2.6
福岡県 篠栗町	1	3,890	2.6
福岡県 古賀市	1	4,211	2.4
福岡県 飯塚市	5	21,413	2.3
福岡県 小郡市	1	4,550	2.2
福岡県 岡垣町	1	4,851	2.1
福岡県 みやこ町	3	15,128	2.0
福岡県 福津市	1	5,270	1.9
福岡県 田川市	1	5,452	1.8
福岡県 築上町	2	11,935	1.7
福岡県 直方市	1	6,178	1.6
福岡県 上毛町	1	6,240	1.6
福岡県 行橋市	1	6,983	1.4
福岡県 那珂川町	1	7,499	1.3
福岡県 大牟田市	1	8,155	1.2
福岡県 朝倉市	3	24,673	1.2
福岡県 筑紫野市	1	8,778	1.1
福岡県 豊前市	1	11,117	0.9
福岡県 添田町	1	13,210	0.8
福岡県 糸島市	1	21,615	0.5
福岡県 八女市	2	48,253	0.4
福岡県 筑後市	0	4,185	0.0
福岡県 うきは市	0	11,755	0.0
福岡県 宮若市	0	13,999	0.0
福岡県 小竹町	0	1,418	0.0
福岡県 鞍手町	0	3,558	0.0
福岡県 東峰村	0	5,193	0.0
福岡県 大木町	0	1,843	0.0
福岡県 広川町	0	3,791	0.0
福岡県 香春町	0	4,456	0.0
福岡県 大任町	0	1,424	0.0
福岡県 赤村	0	3,203	0.0
福岡県 福智町	0	4,204	0.0
福岡県 吉富町	0	568	0.0
平均値	106	497,851	2.1

外部評価結果表（5／6）

■指定管理体育施設管理運営事業【生涯学習課】

外部評価結果						
<p><事業概要></p> <p>本事業は、市民の健康増進、スポーツの振興に寄与するため、嘉麻市サルビアパーク（以下「サルビアパーク」という。）及び嘉麻市温水プールスイミングプラザなつき（以下「スイミングプラザ」という。）の指定管理者による管理運営を行う業務である。</p>						
	サルビアパーク		スイミングプラザ			
所在地	嘉麻市上山田 352 番地		嘉麻市鴨生 29 番地 69			
開設	平成 5 年 10 月		平成 17 年 5 月			
敷地面積(m ²)	16,843		8,746			
延床面積(m ²)	体育館棟 4,805、プール棟 2,044、その他 270		プール+トレーニング室 2,602			
管理形態	平成 16 年まで管理委託、平成 17 年から指定管理制度に移行		開設時から指定管理制度			
公募・非公募	非公募		公募			
指定管理者	財団法人嘉麻市文化スポーツ振興公社（市が 100%出資）		株式会社福岡カホスイミングスクール			
指定管理料 (年間：千円)	H17 年～20 年	41,000	H17 年	29,333		
	H21 年～24 年	37,000	H18 年～21 年	32,000		
	H25 年～27 年	34,000	H22 年～24 年	32,000		
			H25 年～27 年	28,800		
年間利用者数 (人) ()はプール利用者数でスイミングスクール等を含む	H15 年	168,147				
	H16 年	147,791				
	H17 年	112,084	H17 年	80,983		
	H18 年	111,491	H18 年	91,970		
	H19 年	113,130	H19 年	93,885		
	H20 年	106,095 (57,142)	H20 年	86,734		
	H21 年	109,412 (56,596)	H21 年	86,452 (58,507)		
	H22 年	98,144 (55,278)	H22 年	85,679 (57,822)		
	H23 年	93,821 (52,457)	H23 年	90,743 (58,314)		
	H24 年	92,284 (52,397)				
プール利用者の地域別割合(%)		<u>H23 年</u>	<u>H24 年</u>	<u>H23 年</u>	<u>H24 年</u>	
	市内	41	44	市内	58	70
	飯塚市	4	3	飯塚市	27	21

	田川市	13	12	桂川町	8	8
	田川郡	12	11	その他	7	6
	桂川町	3	3			
	その他	27	26			
利用料金(円) (1 時間基本料 金)	一般	250		一般	250	
	中高生	180		高校生	150	
	児童	100		小・中学生	100	
プール事業収入 (千円) ()内はプール 利用料収入	H21 年	22,374	(10,105)	H21 年	15,274	(12,528)
	H22 年	21,504	(9,459)	H22 年	15,119	(12,269)
	H23 年	20,994	(9,216)	H23 年	15,995	(12,473)
	H24 年	20,980	(8,992)			
修繕費(千円) ()はプールに 係る修繕費 H25 年は 10 月 まで	H22 年	8,141	(326)	H22 年	1,114	(1,114)
	H23 年	4,326	(1,559)	H23 年	276	(189)
	H24 年	2,991	(2,991)	H24 年	401	(401)
	H25 年	8,680	(3,232)	H25 年	152	(152)

<議論の焦点>

外部評価では、2つの温水プールの今後の方向性、利用料金の妥当性、及び、指定管理者選定のあり方が議論の焦点となった。

<委員会意見>

● 2つの温水プールの今後の方向性について

合併に伴い2つの温水プールが市の公の施設として存在することとなったが、このうちサルビアパークについては、開設後20年を経過しており、施設の老朽化に伴う維持・補修に係る支出が近年目立って増加している。プールには殺菌に塩素を使用するため設備の劣化が早く、所管課でも近い将来における大規模修繕が不可避であると認識されている。

指定管理料については契約更新時に削減が図られているものの、市の負担となるプール維持・補修に係る支出が今後ますます増加することが懸念される。

プールの利用者数については、平成15年に健康の森のプール(飯塚市)、16年に筑豊緑地のプール、さらに17年にスイミングプラザが開業したこともあり、11年をピークとして利用者数減少に歯止めがかからない状況である。

市の厳しい財政状況に鑑みれば、市内に2つの温水プールを存続させることの妥当性や必要性について検討を行うことが急務である。また、サルビアパークについては、次回の指定管理更新以降はプール運営を行わない(指定管理業務に含まない)ことを検討すべきである。仮にサルビアパークを指定管理更新年度(平成28年度)以降も存続させた場合、指定管理期間中の大規模な修繕費等は市の負担となることから、存続の是非に加え指定管

理期間の短縮等についても検討すべきである。現在の指定管理が平成 27 年度までとなり、その検討と意思決定は平成 26 年度中に行うのが望ましく、議論不足による現状追認とならないよう取り組んでいただきたい。

●利用料金の妥当性について

2つの温水プールの管理運営にあたっては、利用料金制度を採用している。利用料金は市の社会体育施設条例に規定するところにより額を設定される。利用料金は指定管理者の収入になるので、指定管理者のインセンティブが高まり、サービス向上さらには利用者の増加につながるとされている。

温水プールの事業収入（スイミングスクール等を含むプール利用に係る全ての収入）はサルビアパークの方が多いが、プール利用料収入（事業収入のうち個人・団体等のプール利用料）を比較するとスイミングプラザの方が多。これは、サルビアパークの方がスイミングスクール等自主事業の回数が多いためと思われる。

また、サルビアパークのプール利用者の6割近く、スイミングプラザは3~4割が市外居住者である。市の交流人口を増やして活性化を図りたいという所管課の思いは理解できるが、市外からのプール利用者が交流人口の増加に結びつくとは考えにくい。利用料金は市民、市民以外とも同一料金であるが、市の公金を投入して管理運営している施設であり、ある程度の差をつける方が市民の理解を得られやすいのではないか。今後の利用料金改定時に検討することを要請する。

●指定管理者の選定のあり方について

平成 15 年 9 月、地方自治法の一部を改正する法律が施行、指定管理者制度が導入された。同制度の趣旨は、多様化する住民ニーズに効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の知恵とノウハウを活用し、より一層のサービス向上や効率的な運営をすることにある。

サルビアパーク及びスイミングプラザも平成 17 年から同制度が導入されたが、前者については、従来から管理委託していた財団法人嘉麻市文化スポーツ振興公社（以下「財団法人」という。）が 3 期 11 年（現在 9 年目）にわたって非公募による指定管理者として選定されている。

財団法人は、市から 100%（1 億円）の出資を受けており民間法人とはいえない。また、指定管理者選定基準表の得点について、財団法人（92.8）は、スイミングプラザの指定管理者（116.2）及び選定に漏れた業者（109.4）に比べても大幅に低く、業務実績等において優れているとは考えられない。

非公募とする理由については、住民の個人情報の取り扱いに関する事、施設の特殊な設備の扱い方を熟知していること等が挙げられている。（「指定管理者候補者選定に関する審査結果について」平成 24 年 10 月嘉麻市公の施設指定管理者審査委員会）

しかし自治体の体育施設において、住民の個人情報の取り扱いを理由として非公募とする事例はないと思われる。また特殊な設備の扱いについては、指定管理者に選定された団

体は、そのような特殊技能者を進んで採用することが想定されるため、非公募の理由としては納得できない。

所管課に対するヒアリングによって判明した非公募の本当の理由は、財団法人が指定管理者の選考に漏れた場合の職員（8名）の雇用の確保ということである。この点については、指定管理者選定基準表の審査項目に「雇用促進：地元住民の雇用は行われているか」があるほか、共同事業体方式（市と民間法人が指定管理者に共同で応募する）など別の方法でも対応が可能と考えられる。

以上のことから、指定管理者審査委員会において教育委員会の進言を受けて非公募として決定されたことは不適切であり、委員会として指定管理者の公募による選定を強く求めるものである。

外部評価結果表（6／6）

■人事考課推進事業【人事秘書課】

外部評価結果

<事業概要>

本事業は、地方公務員法の規定に基づく人事考課制度を推進するため、制度のメンテナンス及び職員研修を行う業務である。

<議論の焦点>

外部評価では、人事考課制度推進に対する管理職職員の取組意識、目標管理を設定する部長職の兼任、人事考課結果の活用が議論の焦点となった。

<委員会意見>

●人事考課制度推進に対する管理職職員の取組意識について

人事考課制度は職員の人材育成や管理職の組織マネジメント能力の醸成を目的として導入された人事考課制度である。導入の経緯は以下のとおりである。

年度	導入の経緯
平成 20 年	人事評価制度勉強会を設置し先進的事例の調査・研究を実施
平成 21 年	嘉麻市職員人材育成基本方針の策定、嘉麻市職員人事考課制度設計委員会の設置、人事考課制度導入支援業務をコンサルに委託、
平成 22 年	実質的な導入開始、管理・監督職（係長級以上の職員）を対象に試行運用開始
平成 23 年	試行運用を一般職まで拡大（技能・労務職を除く）

平成 21 年度の導入以降、人事考課制度が定着していない理由（問題点）は以下のとおりである（市が実施した無記名式アンケートより分析）。

区分	職位	問題点
被考課者（上司から評価を受ける職員）	一般職員	被考課者である職員が自身の自己評価を行っていない
	管理職員	評価する立場である管理職員が、自身の被考課者としての自己評価を行っていない
考課者（部下を評価する職員）		評価する立場である管理職員が、考課面談を実施していない（被考課者に評価結果を伝えていない）

人事考課制度の導入初期において、一般職の被評価者が自己評価を行わないことは当然想定されるが、これを遂行させるのが管理職員に期待される役割である。しかし、嘉麻市の場合は管理職員が自らの評価を行わない、部下に対する考課面談を行わないという問題が発生しており、人事考課制度の推進力が働いているとは言い難い。導入初期における成功のキーパーソンは考課者

であり、早急に管理職員の問題点を改善すべきである。

人事考課制度マニュアルには、人事考課の手順が示されており、最終的な確定者は市長と記されている。よって本来ならば全ての人事考課の情報は市長にまで伝達されるはずである。しかし、自己評価を行っていない職員や考課面談を行っていない管理職がいる場合、自己評価や考課面談の資料は存在しないため、本業務を所管する人事秘書課は存在しない情報を市長にまで伝達することは出来ない。すなわち、人事秘書課は職務を履行していない職員を容易に特定できるはずである。市の制度として人事考課制度を運用している以上、自己評価や考課面談を実施しない職員は服務規律違反に該当し、地方公務員法に従い戒告や減給等の処分が課せられて当然であるというのが当委員会の意見である。一般職員ならともかく、管理職が考課面談を行わないことは民間企業の常識からは考えられない。現在は、上述の服務規則違反に対する処分は実施されていないが、この処分については市としての強い姿勢が必要であり、市長は厳正な処分を行うべきである。

●目標管理を設定する部長職の兼任について

市の組織図では、市長の下に5つの部があるが、うち4つの部で専任の部長が不在であり、副市長が部長を兼任していた（平成24年度）。人事考課制度マニュアルによると、年度当初に部長が部の目標設定を行うことになっているが、専任の部長が不在であるため部の目標が設定されず、課長を起点とした目標設定が困難となり、人事考課制度が機能しなかったとの説明であった。しかし、本来ならば部長職を兼任している副市長が起点となる部の目標設定を行うべきであり、部の目標が示されないにもかかわらず課長に目標設定を要求することは人事考課制度の運用において誤った判断である。今後は、部長もしくは部長職を兼任している者が部の目標を設定すべきであり、専任の部長が不在であることを人事考課制度が機能しない理由とすることは妥当ではない。仮に部長職を兼任している者が目標設定を出来ないのであれば、それは部長職を兼任している者が部長職を兼任する能力を有していなかったのであり個人の能力及び兼任させた人事の問題である。

●人事考課結果の活用について

現状の人事考課制度では、その結果を昇給や昇格、配置異動等に反映させる制度とはなっていない。昇給は年1回、昇格は直属の上司による評価や意見をもとに判断されており、昇格試験は実施されていない。所管課としては、将来的には人事考課の結果を昇給や昇格、配置異動等に反映させるべきと考えている。

当委員会の意見としては、将来的には人事考課の結果を昇給や昇格、配置異動等の処遇に反映させるべきであると考えます。現状のままでは、人事考課に真面目に取り組んでいる職員が報われる仕組みにはなっておらず、人事考課制度の形骸化や人事考課の実施率の低下が懸念される。

また、仕事に対する意欲が低い職員（例：必須となっている研修に参加しない、遅刻が多い等）については、市民の公僕である公務員としての資質に欠けると判断される行為であり、悪質な場合は降格や解雇等の処分を検討すべきである。より意欲的な職員を新たに採用する方が市民・市職員の双方にとって有益である。

また、人事考課の結果を反映させる方法等については、職員アンケート等により意見を吸い上

げ、所管課として望ましい活用方法を検討されてはどうか。所管課やコンサル等だけで考えるのではなく、職員全体を巻き込んで検討することも、職員の人事考課制度に対する理解促進において重要な要素であり、労働組合の同意も得やすくなるのではないか。

●その他

人事考課制度を推進するうえで、市の規模や実状に応じた有意義な評価システムとなるよう、評価システムの簡素化等についても検討が必要と考えられる。

嘉麻市外部評価委員会委員名簿

職 名	氏 名	備 考
委員長	松川 正治	有限責任監査法人トーマツ福岡事務所
副委員長	横山 麻季子	北九州市立大学法学部
	牛島 毅	牛島公認会計士事務所
	添田 文彰	市民公募委員
	高野 敏寛	市民公募委員

会議の経過

回	開催日	会議内容等
第1回	平成25年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度行政評価実施方針について（報告） 平成25年度外部評価実施方針について 今後のスケジュールについて
第2回	平成25年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度外部評価委員会スケジュールについて 平成25年度外部評価実施方針について 評価対象事業の決定 ヒアリング担当者の決定について 質問事項、必要資料の整理について
第3回	平成25年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング日程の確認について 追加資料及び質問事項に対する回答内容の確認について 疑問点の整理について ヒアリングの進め方について
第4回	平成25年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> 所管課ヒアリング（3事業） <ul style="list-style-type: none"> ① イベント運営・補助事業 ② 商工業振興事業 ③ 滞納整理事務
第5回	平成25年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> 所管課ヒアリング（3事業） <ul style="list-style-type: none"> ① 図書館施設管理運営事業 ② 指定管理体育施設管理運営事業 ③ 人事考課推進事業
第6回	平成25年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価結果（案）について 外部評価結果報告書骨子について
第7回	平成25年12月3日	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価結果報告書（案）について
第8回	平成25年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価結果報告書の決定について 市長報告

嘉麻市外部評価委員会条例

(設置)

第1条 嘉麻市（以下「市」という。）が実施する行政評価について、市行政外部からの意見を取り入れることにより、評価の客観性と透明性を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市が実施した行政評価について検証評価すること。
- (2) 行政評価制度の改善について調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げる事項について市長に報告すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 3人以内
- (2) 市民からの公募による者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、委員会の運営に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

主管課		産業振興課		決算書参考頁		89頁～90頁	
款		項		目		事業名	
7	商工費	1	商工費	2	商工振興費	256	イベント運営・補助事業
予算現額(円)		予算の執行率(%)		事業の進捗度(%)		事業のコスト(市民1人当,円)	
10,591,000		96.8		100		243	
決算額(円)		財源内訳(円)					
10,255,554		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
		0	0	0	0	10,255,554	

事業の概要、実施内容及び成果等

イベント運営・補助事業

1. 事業の概要

地域住民の交流の場を設け、産業の振興及び地域の活性化を図ります。平成20年度より秋にそれぞれの地区で開催していたまつりを統合し、嘉麻ふれあいまつりとして平成24年度に実施された第5回嘉麻ふれあいまつり開催のため、実行委員会に対して助成を行ないました。

また、合併前の嘉穂町の時から秋の恒例行事として定着している一夜城まつり及び一夜城花火大会の実行委員会に対しても助成を行ないました。

2. 事業の実施内容

第5回嘉麻ふれあいまつり（主催：嘉麻ふれあいまつり実行委員会）

- ・開催日 11月3日（土曜日）、11月4日（日曜日）
- ・会場 稲築スポーツプラザ
- ・内容 各団体によるステージ発表、灯明等
- ・補助金 6,235,000円
- ・来場者 約15,000人（2日間延べ人数）

一夜城まつり・一夜城花火大会（主催：一夜城桐乃会）

- ・一夜城築城 10月14日（日曜日） ※ライトアップ実施
- ・まつり開催日 10月20日（土曜日）～21日（日曜日）
- ・花火開催日 10月20日（土曜日） ※約1,000発
- ・一夜城解城 10月28日（日曜日）
- ・補助金 3,000,000円
- ・来場者 約2,000人（2日間延べ人数）

3. 事業の成果

第5回嘉麻ふれあいまつりは、人口規模の多い稲築地区での開催や2日間天候にも恵まれたこともあり、例年以上の来場者で賑わい地域振興及び活性化に寄与しました。

一夜城まつりは、20回目という節目の開催であり、市外からの来場者も多数見受けられ、地域振興だけでなく、観光振興にも寄与しました。

4. 今後の課題等

今後は、まつりやイベントをとおしての市民ホスピタリティーの醸成が必要です。

平成25年度事務事業評価表
【評価対象年度：平成24年度】

参考資料 4

1. 事務事業名	イベント運営・補助事業		
2. 担当課・係	産業振興課商工観光係	事業担当課長	秋山 裕一
3. 上位の施策 (目的体系の確認)	基本方針	6. 市民と行政による協働のまちづくり	
	施策内容	3. 多様な交流によるまちづくりの推進	
4. 事業開始年度		事業終了年度	
5. 事業の目的	対象(誰を：受益者)	市民（実行委員会）又は商工業者	
	意図(受益者の将来像)	各種イベントをとおして、市民交流や地域、商工業の活性化を図ります。	

6. 決算額内訳表

(単位：円)

区 分	金 額	区 分	金 額
1 報酬		19 負担金補助及び交付金	10,180,000
2 給料		(退職手当組合負担金)	
3 職員手当等		20 扶助費	
4 共済費		21 貸付金	
7 賃金		22 補償補てん及び賠償金	
8 報償費		23 償還金利子及び割引料	
9 旅費	31,080	24 投資及び出資金	
10 交際費		25 積立金	
11 需用費	30,534	26 寄附金	
12 役務費		27 公課費	
13 委託料		28 繰出金	
14 使用料及び賃借料			
15 工事請負費		計（決算額）	10,255,554
16 原材料費	13,940		
17 公有財産購入費		直接事業費（A）※	10,255,554
18 備品購入費			

※1 直接事業費（A）は決算額から人件費等を控除した金額とする。

※2 人件費等とは、2. 給料・3. 職員手当等・4. 共済費・7. 賃金・19. 負担金補助及び交付金（退職手当組合負担金のみ）をいう。

7. 人件費内訳

	従事者数 (単位：人)	人件費 (単位：円)
正職員	0.83	(B) 6,600,000
嘱託／臨時職員	0.50	(C) 1,724,824

※1 正職員1人あたり平均人件費単価 8,000千円とする。

※2 嘱託職員・臨時職員人件費については決算額を基本とする。

8. トータルコスト (直接事業費+人件費)

トータルコスト (A) + (B) + (C)	18,580,378 円
-------------------------	--------------

9. 内部評価

事業の方向性	事業の方向性を決定した根拠となる理由及び改善策
現状維持	<p>市最大のイベントである嘉麻ふれあいまつり（嘉麻ふれあいまつり実行委員会主催）と嘉麻市の歴史にちなんだ一夜城まつり（一夜城桐乃会主催）は、参加する市民や商工業者だけでなく、市外からの来場者も多く、嘉麻市への誘客やPR効果は非常に高いと思われます。</p> <p>また、イベント運営については、実行委員会や事務局だけでなく、地元の関係団体や学校等にも協力していただき、市民全体のまつりとして開催しています。それにより地域活性化だけでなく、市民意識の醸成にも繋がります。</p> <p>今後はよりいっそう、市民のまつりとして実行委員会に主体性を持たせることが求められます。</p>

※事業の方向性…拡大、現状維持、見直しのうえ継続、縮小、廃止・休止、完了より選択して記入する。

平成23年度事務事業評価表

【評価対象年度:平成22年度】

一次評価日:平成23年6月24日

一次評価者:松岡一彦

二次評価の有無:無

事務事業の分類
ソフト事業

Plan 事務事業の概要								
1 事務事業名	イベント運営・補助事業							
2 担当課・係	産業振興課商工観光係	事業担当課長	松岡一彦					
3 上位の施策 (目的体系の確認)	基本方針	6. 市民と行政による協働のまちづくり						
	施策内容	3. 多様な交流によるまちづくりの推進						
4 事業開始年度		事業終了年度						
5 事業の目的	対象(誰を:受益者)	市民(実行委員会)または商工業者						
	意図(受益者の将来像)	各種イベントを通して、市民交流や地域、商工業の活性化を図ります。						
6 事業の内容 (目的達成の手段)	<p>【イベント補助事業】 以下のイベント主催団体に補助金を交付します。 ○補助団体:嘉麻市商工会(さくらまつり嘉麻)、嘉麻ふれあいまつり実行委員会(嘉麻ふれあいまつり)、一夜城築城ボランティアの会(一夜城築城・一夜城まつり)</p> <p>【イベント運営事業】 イベント主催団体の事務局として会議の運営、イベント運営補助を行います。 ○運営団体:市が事務局として関与しているもの。「嘉麻ふれあいまつり実行委員会」、「一夜城築城ボランティアの会」</p>							
Do 事務事業の実施								
7 指標とコストの推移(行政資源投入の状況)								
指標分類	①指標名	単位	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(見込)	22年度(実績)	23年度(見込)	24年度(見込)
成果指標	②指標の計算式/説明文							
	イベント来客数	人	12,000	12,000	10,000	12,000	12,000	12,000
	嘉麻ふれあいまつり							
	イベント来客数	人	2,400	5,000	—	—	—	—
	嘉麻市夏まつり							
活動指標	イベント来客数	人	1,800	3,000	2,000	3,000	—	3,000
	さくらまつり嘉麻							
	会議回数	回	12	12	10	12	12	10
活動指標	嘉麻ふれあいまつり							
	会議回数	回	8	7	—	—	—	—
	嘉麻市夏まつり							
	会議回数	回	5	6	—	—	—	—
活動指標	けやきまつり							
	会議回数	回	6	7	7	5	7	7
	一夜城築城ボランティアの会							
③ 直接事業費計(単位:千円)			8,526	8,466	7,680	10,276	8,893	9,680
④ 財源内訳	国庫補助金							
	県補助金							
	その他							
	一般財源		8,526	8,466	7,680	10,276	8,893	9,680
⑤ 従事者数	正職員	0.56人	1.78人	1.50人	1.42人	1.42人	1.42人	1.42人
	嘱託/臨時職員							
	正職員	4,273	13,583	11,447	10,836	10,836	10,836	10,836
	嘱託/臨時職員							
⑥ トータルコスト			12,799	22,049	19,127	21,112	19,729	20,516
⑦ 単位あたりコスト(単位:円)			790	1,102	1,594	1,407	1,644	1,368
トータルコスト/イベント来客数								

Check 事務事業の評価	
8 妥当性の評価	
① なぜ市が主体的に実施するのか	
D	<p>A. 市が実施するよう法令(県条例を含む)で定められた事業 (法令名:) (※内部管理事業で、市以外が実施することが困難な事業を含む)</p> <p>B. 公共性や収益性の観点から、市が主体的に実施すべき事業</p> <p>C. 市以外でも実施可能であるが、市が主体的に実施することが望ましい事業</p> <p>D. 市が主体的に実施する必要性は低い、何らかの理由により市が実施している事業</p>
上記の判断根拠/評価についての説明	
<p>秋まつり、一夜城まつりなどの全市的に開催するイベントについては、広報や行政手続き上、市の関与が望ましい部分もあるかと思われます。しかしながら、補助団体の事務局を市が担うことについては、補助金等の審査など手続き上好ましくないと考えます。</p>	
② 事業対象(者)の設定及び受益者負担は適正か	
B	<p>A. 適正である — 評価対象外</p> <p>B. 不適正な部分がある</p> <p>C. 不適正である</p>
上記の判断根拠/評価についての説明	
<p>上記でも記しましたが、全市的に開催するイベントについては、市の関与が望ましい部分もあるとは思いますが、事務局機能を市が担うことは好ましくないと考えます。しかしながら、商工会、商工会議所の統合が不可能なため、事務局の受け皿となりうる団体が、区域に制限があるため難しいという現状があります。</p>	
9 有効性の評価	
① 事業の必要性は高いか(事業の目的は薄れてきていないか)	
B	<p>A. 必要性は高い</p> <p>B. 必要性はやや高い</p> <p>C. 必要性はやや低い</p> <p>D. 必要性は低い — 評価対象外</p>
上記の判断根拠/評価についての説明	
<p>市民交流や地域の活性化を図る全市的なイベントとしては、市が補助金を交付する必要性は高いと思われませんが、実行委員会の事務局を担うことは好ましくないと考えます。</p>	
② 期待された効果(成果)は上がっているか	
B	<p>A. 期待以上である</p> <p>B. ほぼ期待どおりである</p> <p>C. 期待以下である</p> <p>D. 効果を把握していない — 評価対象外</p>
上記の判断根拠/評価についての説明	
<p>類似イベントの統合により、各地域に分散されていた来場者がまとまり、市全体のイベントとして市民や商工業者の交流が地域を越えて活性化していると思われま。</p>	
10 効率性の評価	
現在のコストを低減(事務効率化を含む)することができないか	
C	<p>A. 全く低減することができない</p> <p>B. あまり低減することができない</p> <p>C. 低減することができる</p> <p>D. 大きく低減することができる</p>
上記の判断根拠/評価についての説明	
<p>イベント全体として、市補助金への依存率が高く、あまり低減することは見込めませんが、協賛金募集や収入イベントなど自主財源の確保を図る企画を計画する必要があります。</p> <p>また、事務局機能については、一部を商工会や商工会議所などに分散することで低減することが出来ると思えます。</p>	
11 問題点・課題の整理	
① 短期的な問題点・課題(1年以内に取り組むべき課題)	
<p>市が担っている事務局の事務量が多く、また一定期間内で実施しなくていけない点などの問題が生じている。</p>	
② 中長期的な問題点・課題(概ね3年以内に取り組むべき課題)	
<p>最終的には事務局を実行委員会や商工団体に移し、市はイベントの補助金交付やイベント運営の後方支援に位置づけたいと考えます。</p>	
③ 担当課のみでは解決が困難と考えられる問題点・課題	
<p>特にありません。</p>	

Action 事務事業の改善 / 事業費の方向性					
12 前年度(H22)の評価表に記載した改善内容	<p>新規企画、集客策の検討を行うことで、コストを集約し、集客を増加させます。また、秋まつりについては、イベント会場が変更されるため、立地条件による来場者の状況を確認していく必要があります。</p>				
13 前年度(H22)に実施した改善内容	<p>最大のイベントである秋まつりと嘉穂地区の一夜城まつりを同時開催し、花火大会も実施しました。さらにタレントの出演や地元の飲食店などが参加できるイベントも開催するなど集客の確保及び嘉麻市のPRを図りました。 イベント運営については、実行委員会や事務局だけでなく、地元関係者などにも協力していただき、市民参加型のイベントとして開催しました。</p>				
14 今年度(H23)の改善内容	<p>23年度は秋まつり、一夜城まつりともにイベント内容を充実させ、集客の増加および嘉麻市のPRを図ります。</p>				
15 来年度(H24)の方向性	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow; text-align: center;">B</td> <td>A. 拡大 D. 縮小</td> <td>B. 現状維持 E. 廃止・休止</td> <td>C. 見直しのうえ継続 F. 完了</td> </tr> </table> <p>上記の判断根拠/評価についての説明</p> <p>平成19年度の「補助金見直し」により、平成23年度までに各イベント補助金を減額、廃止する旨決定されたことで補助金額は、減少傾向であります。来年度については、イベントやまつり主催の実行委員会に主体性を持たせ、商工会や商工会議所などにも受け皿としての機能を担ってもらうことで市の事務事業軽減を図りたいと考えます。</p>	B	A. 拡大 D. 縮小	B. 現状維持 E. 廃止・休止	C. 見直しのうえ継続 F. 完了
B	A. 拡大 D. 縮小	B. 現状維持 E. 廃止・休止	C. 見直しのうえ継続 F. 完了		
二次評価					
16 一次評価に対する意見1(問題点・課題の整理について)	<p>二次評価対象外</p>				
17 一次評価に対する意見2(今年度(H23)の改善内容について)	<p>二次評価対象外</p>				
18 来年度(H24)の方向性	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;"></td> <td>A. 拡大 D. 縮小</td> <td>B. 現状維持 E. 廃止・休止</td> <td>C. 見直しのうえ継続 F. 完了</td> </tr> </table> <p>二次評価対象外</p>		A. 拡大 D. 縮小	B. 現状維持 E. 廃止・休止	C. 見直しのうえ継続 F. 完了
	A. 拡大 D. 縮小	B. 現状維持 E. 廃止・休止	C. 見直しのうえ継続 F. 完了		

主管課		産業振興課		決算書参考頁		89頁～90頁	
款		項		目		事業名	
7	商工費	1	商工費	2	商工振興費	254	商工業振興事業
予算現額(円)		予算の執行率(%)		事業の進捗度(%)		事業のコスト(市民1人当,円)	
26,695,000		93.4		100		592	
決算額(円)		財源内訳(円)					
24,940,048		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
		0	0	14,000,000	0	10,940,048	

事業の概要、実施内容及び成果等

商工業振興事業

1. 事業の概要

市内商工業者の経営改善や地域商工業の振興・発展に取り組んでいる商工業者の指導団体である商工会議所・商工会の運営を支援します。

また、プレミアム付商品券の発行を支援することにより、地域内消費を喚起し、市内商店街等の販売促進及び活性化に繋がります。

市民の快適な住環境の整備及び地域経済の活性化を図るため、市民が市内の施工業者によって住宅の改修工事を行なう場合に補助金を交付します。

2. 事業の実施内容

平成24年度の具体的な事業の実施内容は以下のとおりです。

《具体的な内容》

- ①商工会議所・商工会に対する運営費等補助金 14,074,500円
- ②かまし活力商品券発行事業補助金 4,892,650円
(発行枚数7,000冊：500円綴り22枚を1万円で販売)
- ③嘉麻市住宅改修事業補助金 41件 3,421,000円(総事業費：47,494,577円)

3. 事業の成果

商工会議所・商工会に対する運営費等補助金については、組織強化、事業推進を支援し、商工業の振興発展に寄与しました。

嘉麻市住宅改修事業補助金の交付により、住宅関連事業者を中心とした地域経済の発展及び市民の住環境整備に寄与しました。

4. 今後の課題等

嘉麻市住宅改修事業補助金については、今後もいろいろな広報媒体を使い、利用促進の啓発を行います。

また、市内商工団体については年々、会員事業所の廃業や脱退が増えているため、運営費の自主財源の確保や会員の加入促進の対策が必要です。

平成25年度事務事業評価表
【評価対象年度：平成24年度】

参考資料 5

1. 事務事業名	商工業振興事業		
2. 担当課・係	産業振興課商工観光係	事業担当課長	秋山 裕一
3. 上位の施策 (目的体系の確認)	基本方針	1. 活力ある産業振興によるまちづくり	
	施策内容	2. 地域の特性を活かした産業の振興	
4. 事業開始年度		事業終了年度	
5. 事業の目的	対象(誰を：受益者)	商工会議所及び商工会、市民	
	意図(受益者の将来像)	運営費を一部補助することで、商工団体の会員である事業主が経営指導等の支援を受け、総合的に商工業の活性化に寄与します。	

6. 決算額内訳表

(単位：円)

区 分	金 額	区 分	金 額
1 報酬		19 負担金補助及び交付金	23,179,150
2 給料		(退職手当組合負担金)	
3 職員手当等		20 扶助費	
4 共済費		21 貸付金	
7 賃金	1,724,824	22 補償補てん及び賠償金	
8 報償費	9,922	23 償還金利子及び割引料	
9 旅費	12,450	24 投資及び出資金	
10 交際費		25 積立金	
11 需用費	13,702	26 寄附金	
12 役務費		27 公課費	
13 委託料		28 繰出金	
14 使用料及び賃借料			
15 工事請負費		計 (決算額)	24,940,048
16 原材料費			
17 公有財産購入費		直接事業費 (A) ※	23,215,224
18 備品購入費			

※1 直接事業費 (A) は決算額から人件費等を控除した金額とする。

※2 人件費等とは、2. 給料・3. 職員手当等・4. 共済費・7. 賃金・19. 負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金のみ)をいう。

7. 人件費内訳

	従事者数 (単位：人)		人件費 (単位：円)
正職員	0.41	(B)	3,280,000
嘱託／臨時職員	0.25	(C)	1,724,824

※1 正職員1人あたり平均人件費単価 8,000千円とする。

※2 嘱託職員・臨時職員人件費については決算額を基本とする。

8. トータルコスト (直接事業費+人件費)

トータルコスト (A) + (B) + (C)	28,220,048 円
-------------------------	--------------

9. 内部評価

事業の方向性	事業の方向性を決定した根拠となる理由及び改善策
現状維持	<p>市内商工業の厳しい現状や将来的なことを考慮すると、事業自体は現状維持が妥当だと考えます。</p> <p>今後、高齢化や人口減少が進むことで、市内の商工業や商店街にも非常に大きな影響が出ると思います。商工業や商店街の弱体化により地域住民にとっても、買い物弱者問題等に繋がることにもなります。</p> <p>行政や商工会議所、商工会を中心とし、市内商工業の活性化の具体案等を検討する場を設けたいと考えます。</p>

※事業の方向性…拡大、現状維持、見直しのうえ継続、縮小、廃止・休止、完了より選択して記入する。

平成23年度事務事業評価表

【評価対象年度:平成22年度】

一次評価日:平成23年6月24日

一次評価者:松岡一彦

二次評価の有無:無

事務事業の分類
ソフト事業

Plan 事務事業の概要								
1 事務事業名	商工業振興事業							
2 担当課・係	産業振興課商工観光係	事業担当課長	松岡一彦					
3 上位の施策 (目的体系の確認)	基本方針	1. 活力ある産業振興によるまちづくり						
	施策内容	2. 地域の特性を活かした産業の振興						
4 事業開始年度		事業終了年度						
5 事業の目的	対象(誰を:受益者)	商工会議所及び商工会						
	意図(受益者の将来像)	運営費を一部補助することで、商工会議所及び商工会の会員事業主が経営指導などの支援を受け、総合的に商工業の活性化に寄与します。						
6 事業の内容 (目的達成の手段)	<p>県中小企業振興センター、嘉飯桂地域産業振興協議会、発明協会福岡県支部に対し、嘉麻市産業の活性化と発展に寄与するために運営費を一部負担して活動を支援しています。</p> <p>市内商工業の活性化と発展のために嘉麻商工会議所(山田地区)及び嘉麻市商工会(稲築地区・碓井地区・嘉穂地区)へ運営費の一部を補助しています。</p> <p>また、22年度は嘉麻市内の商店街活性化のために嘉麻商工会議所と嘉麻市商工会が協同で「かまし活力商品券」を発行(7,000冊)し、市がプレミアム部分7%の補助をしています。</p>							
Do 事務事業の実施								
7 指標とコストの推移(行政資源投入の状況)								
指標分類	①指標名	単位	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (見込)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)
成果指標	②指標の計算式/説明文							
	会員事業所	社	317	309	300	309	300	300
	嘉麻商工会議所(山田)							
	会員事業所	社	690	670	660	634	660	650
	嘉麻市商工会(稲築・嘉穂・碓井)							
活動指標	販売数	冊	—	7,000	7,000	7,000	7,000	—
	プレミアム商品券							
活動指標	運営費補助金	円	4,363,500	4,363,500	4,364,000	4,363,500	4,364,000	4,364,000
	嘉麻商工会議所(山田)							
	運営費補助金	円	12,665,700	12,040,000	11,188,000	11,188,000	10,449,000	10,449,000
	嘉麻市商工会(稲築・嘉穂・碓井)							
活動指標	発行補助金	円	—	6,985,181	4,900,000	4,895,068	4,900,000	—
	プレミアム商品券							
③ 直接事業費計(単位:千円)			17,933	24,329	21,307	21,305	20,558	15,658
④ 財源内訳	国庫補助金							
	県補助金							
	その他							
	一般財源		17,933	24,329	21,307	21,305	20,558	15,658
⑤ 従事者数 人件費等	正職員	人	0.15	0.16	0.16	0.23	0.23	0.23
	嘱託/臨時職員	人						
	正職員		1,145	1,221	1,221	1,755	1,755	1,755
	嘱託/臨時職員							
⑥ トータルコスト			19,078	25,550	22,528	23,060	22,313	17,413
⑦ 単位あたりコスト(単位:円)			18,945	26,098	23,467	24,454	23,243	18,329
トータルコスト/会員事業所(4地区)								

Check 事務事業の評価	
8 妥当性の評価	
① なぜ市が主体的に実施するのか	
B	<p>A. 市が実施するよう法令(県条例を含む)で定められた事業 (法令名:) (※内部管理事業で、市以外が実施することが困難な事業を含む)</p> <p>B. 公共性や収益性の観点から、市が主体的に実施すべき事業</p> <p>C. 市以外でも実施可能であるが、市が主体的に実施することが望ましい事業</p> <p>D. 市が主体的に実施する必要性は低い、何らかの理由により市が実施している事業</p>
上記の判断根拠/評価についての説明	
嘉麻市の商工業や産業振興については、市全体の問題であり、まちづくりの観点からも市が主体的に取り組むのが望ましいと思います。	
② 事業対象(者)の設定及び受益者負担は適正か	
A	<p>A. 適正である B. 不適正な部分がある C. 不適正である</p> <p>— 評価対象外</p>
上記の判断根拠/評価についての説明	
嘉麻市内の地域経済社会の振興・発展や社会福祉の増進に資することを目的とした団体に運営費を一部補助することで商工業発展や地域活性化に寄与するものと考えております。	
9 有効性の評価	
① 事業の必要性は高いか(事業の目的は薄れてきていないか)	
B	<p>A. 必要性は高い B. 必要性はやや高い C. 必要性はやや低い</p> <p>D. 必要性は低い — 評価対象外</p>
上記の判断根拠/評価についての説明	
補助金見直しにより年々減額となっていますが、昨今の中小企業を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況であり、嘉麻市内の中小零細企業及び商工会議所などの会員も廃業や休止の事業所が増加しており、今後も市内商工業の活性化のためには運営費の一部補助は必要と考えています。	
② 期待された効果(成果)は上がっているか	
B	<p>A. 期待以上である B. ほぼ期待どおりである C. 期待以下である</p> <p>D. 効果を把握していない — 評価対象外</p>
上記の判断根拠/評価についての説明	
商工会議所などの運営費を一部補助するとともに、22年度については「かまし活力商品券」を発行し、市がプレミアム部分(70%)の補助を行いました。4ヶ月で約77,000千円が嘉麻市内で消費されています。	
10 効率性の評価	
現在のコストを低減(事務効率化を含む)することができないか	
B	<p>A. 全く低減することができない B. あまり低減することができない</p> <p>C. 低減することができる D. 大きく低減することができる</p>
上記の判断根拠/評価についての説明	
運営費の一部については、補助金見直しで決定している補助額を支出しています。	
11 問題点・課題の整理	
① 短期的な問題点・課題(1年以内に取り組むべき課題)	
プレミアム商品券事業については、福岡県の推進事業でもあるため、23年度も、前年度同様に「かまし活力商品券」を発行し、プレミアム部分10%のうち7%(4,900,000円)を補助します。(3%は県補助)	
② 中長期的な問題点・課題(概ね3年以内に取り組むべき課題)	
商工団体などに商工業の活性化のために、運営費を一部補助はしているが、今後は年々増加している商店街の空き店舗の利活用などを商工団体などと協議し、嘉麻市のまちづくりの一環として具体的な施策を導き出したいと考えています。	
③ 担当課のみでは解決が困難と考えられる問題点・課題	
商店街の衰退や増加する空き店舗の利活用などは担当課のみでは解決する問題ではなく、企画など交えた市全体として検討するべきだと考えてます。	

Action 事務事業の改善 / 事業費の方向性									
12 前年度(H22)の評価表に記載した改善内容	補助金見直し計画に沿って減額を行う予定です。								
13 前年度(H22)に実施した改善内容	補助金見直しに基づき、商工会補助金について減額を実施。								
14 今年度(H23)の改善内容	補助金見直し計画に沿って減額を行う予定です。								
15 来年度(H24)の方向性	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">B</td> <td>A. 拡大</td> <td>B. 現状維持</td> <td>C. 見直しのうえ継続</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D. 縮小</td> <td>E. 廃止・休止</td> <td>F. 完了</td> </tr> </table> <p>上記の判断根拠/評価についての説明</p> <p>嘉麻市内商工業の厳しい状況を考慮すると、事業自体は現状維持が妥当だと考えますが、これから高齢化や人口減少が進む状況の中、いっそう商工業や商店街の衰退が進むのではないかと考えられますので、嘉麻市や商工会議所、商工会を中心とし、市内商工業の活性化の具体案などを検討する場を設けたいと考えています。</p>	B	A. 拡大	B. 現状維持	C. 見直しのうえ継続		D. 縮小	E. 廃止・休止	F. 完了
B	A. 拡大	B. 現状維持	C. 見直しのうえ継続						
	D. 縮小	E. 廃止・休止	F. 完了						
二次評価									
16 一次評価に対する意見1(問題点・課題の整理について)	二次評価対象外								
17 一次評価に対する意見2(今年度(H23)の改善内容について)	二次評価対象外								
18 来年度(H24)の方向性	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;"></td> <td>A. 拡大</td> <td>B. 現状維持</td> <td>C. 見直しのうえ継続</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D. 縮小</td> <td>E. 廃止・休止</td> <td>F. 完了</td> </tr> </table> <p>二次評価対象外</p>		A. 拡大	B. 現状維持	C. 見直しのうえ継続		D. 縮小	E. 廃止・休止	F. 完了
	A. 拡大	B. 現状維持	C. 見直しのうえ継続						
	D. 縮小	E. 廃止・休止	F. 完了						

主管課		収納対策室		決算書参考頁		52頁～53頁	
款		項		目		事業名	
2	総務費	1	総務管理費	18	収納対策費	636	滞納整理事務費
予算現額(円)		予算の執行率(%)		事業の進捗度(%)		事業のコスト(市民1人当,円)	
16,107,000		95.4		100.0		365	
決算額(円)		財源内訳(円)					
15,368,823		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
						15,368,823	

事業の概要、実施内容及び成果等

滞納整理事務費

1. 事業の概要

本事業は、自主財源の確保を図るため、第2次行政改革実施計画に基づき、収納対策本部を中心とした全庁的な推進体制で行政改革に取り組んでいるものです。

実施にあたっては、多重滞納(本市債権のうち複数の債権を滞納する事例)及び高額滞納等の徴収困難事案の解決に取り組むため、徴収業務所管課の枠組みに囚われず、横断的に滞納整理を遂行し、徴収業務の効率化に取り組んでいます。

2. 事業の実施内容

【平成24年度の実施内容】

滞納処分による不当利得返還請求権(過払金)の差押え

訴訟件数・・・・・・・・・・10件

取立額・・・・・・・・・・3,922,187円

(内訳)市税等・・・・・・・・3,762,447円

給食費・・・・・・・・159,470円

3. 事業の成果

【平成23年度までの事業の成果】

滞納処分(過払金差押)実施件数・・・・40件

訴訟件数・・・・・・・・・・24件

取立実績・・・・・・・・・・31件

取立額・・・・・・・・・・9,558,843円

(内訳)市税等・・・・・・・・5,592,536円

保育料・・・・・・・・70,100円

住宅使用料・・・・2,295,245円

住新等貸付金・1,438,382円

給食費・・・・・・・・162,580円

4. 今後の課題等

強制徴収公債権のうち市税等を除く債権について、滞納処分を実施し、徴収の強化を図ります。私債権及び非強制徴収公債権については、強制執行の申立てを積極的に行い、徴収の強化を図ります。

併せて、債務者の破産等により、法的にも現実的にも徴収が不能となった債権について、債権放棄を行い、債権管理の健全化を図ります。

平成25年度事務事業評価表
【評価対象年度：平成24年度】

参考資料 6

1. 事務事業名	滞納整理事務費		
2. 担当課・係	収納対策室収納対策係	事業担当課長	福田 修
3. 上位の施策 (目的体系の確認)	基本方針	6. 市民と行政による協働のまちづくり	
	施策内容	5. 効率的な行財政運営の推進	
4. 事業開始年度	H21	事業終了年度	
5. 事業の目的	対象(誰を：受益者)	滞納者	
	意図(受益者の将来像)	滞納者の生活改善と公平負担の確立	

6. 決算額内訳表

(単位：円)

区 分	金 額	区 分	金 額
1 報酬		19 負担金補助及び交付金	
2 給料		(退職手当組合負担金)	
3 職員手当等		20 扶助費	
4 共済費		21 貸付金	
7 賃金	1,640,402	22 補償補てん及び賠償金	
8 報償費		23 償還金利子及び割引料	
9 旅費	95,160	24 投資及び出資金	
10 交際費		25 積立金	
11 需用費	133,723	26 寄附金	
12 役務費	18,036	27 公課費	
13 委託料	7,638,172	28 繰出金	
14 使用料及び賃借料	5,843,330		
15 工事請負費		計 (決算額)	15,368,823
16 原材料費			
17 公有財産購入費		直接事業費 (A) ※	13,728,421
18 備品購入費			

※1 直接事業費 (A) は決算額から人件費等を控除した金額とする。

※2 人件費等とは、2. 給料・3. 職員手当等・4. 共済費・7. 賃金・19. 負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金のみ)をいう。

7. 人件費内訳

	従事者数 (単位：人)		人件費 (単位：円)
正職員	2.00	(B)	16,000,000
嘱託／臨時職員	1.00	(C)	1,640,402

※1 正職員1人あたり平均人件費単価 8,000千円とする。

※2 嘱託職員・臨時職員人件費については決算額を基本とする。

8. トータルコスト (直接事業費+人件費)

トータルコスト (A) + (B) + (C)	31,368,823 円
-------------------------	--------------

9. 内部評価

事業の方向性	事業の方向性を決定した根拠となる理由及び改善策
拡大	<p>本事業は、多重滞納（本市債権のうち複数の債権を滞納する事例）及び高額滞納等の徴収困難事案の解決に取り組むため、徴収業務所管課の枠組みに囚われず、横断的に滞納整理を遂行し、徴収業務の効率化を進めることを目的としています。</p> <p>自主財源の確保は、本市財政の健全化にとって、重要な要件となっています。本市が有する約16億円の滞納繰越金の解消は、正に自主財源の確保であり、市を上げて取り組むべき事業であると考えます。</p> <p>今後、関係法令等及び嘉麻市私債権の管理に関する条例の規定に基づき、さらなる事務の効率化を実現するとともに全ての債権において、法的措置による滞納整理に取り組むみます。そのためには、当初の目的である縦割りの徴収業務を見直し、個人情報共有を含めた横断的徴収業務の確立をめざします。</p>

※事業の方向性…拡大、現状維持、見直しのうえ継続、縮小、廃止・休止、完了より選択して記入する。

平成23年度事務事業評価表

【評価対象年度:平成22年度】

一次評価日:平成23年6月22日

一次評価者:河崎 修

二次評価の有無:無

事務事業の分類
ソフト事業

Plan 事務事業の概要								
1 事務事業名	滞納整理事務							
2 担当課・係	収納対策室収納対策係	事業担当課長	野上憲治(市民環境部長兼務)					
3 上位の施策 (目的体系の確認)	基本方針	6. 市民と行政による協働のまちづくり						
	施策内容	5. 効率的な行財政運営の推進						
4 事業開始年度	平成20年度			事業終了年度	—			
5 事業の目的	対象(誰を:受益者)	嘉麻市						
	意図(受益者の将来像)	税及び税外収入の滞納金を徴収することにより、税等収納金の負担の公平性及び財源の確保を図ります。						
6 事業の内容 (目的達成の手段)	①滞納者(税及び税外収入)の滞納状況の一元的管理をします。 →滞納管理システムを導入しました。 ②滞納者が所有する財産の調査をします。 →預貯金613件、生命保険614件 ③滞納処分をします。 →差押件数延べ9件 ④民事事件手続きを行います。 →取立訴訟件数6件 ※直接事業費の大半は、顧問弁護士委託料及び滞納管理システム導入費用等です。 なお、滞納管理システムリース料は、収納対策室を含む税等収納金担当課、8課28台分の費用です。							
Do 事務事業の実施								
7 指標とコストの推移(行政資源投入の状況)								
指標分類	①指標名	単位	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (見込)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)
成果指標	②指標の計算式/説明文							
活動指標	滞納者名寄せ作業 (税及び税外収入滞納者の実人数)	件	8,078	7,570	7,500	7,526	7,500	7,500
	民事訴訟等件数	件	11	7	7	12	15	20
③ 直接事業費計(単位:千円)			378	1,907	17,702	12,735	10,327	10,327
④ 財源内訳	国庫補助金							
	県補助金							
	その他							
	一般財源		378	1,907	17,702	12,735	10,327	10,327
⑤ 従事者数 人件費等	正職員	0.70 人	1.00 人	1.00 人	0.97 人	1.00 人	1.00 人	1.00 人
	嘱託/臨時職員	0.64 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	正職員	5,342	7,631	7,631	7,402	7,631	7,631	
	嘱託/臨時職員	1,041						
⑥ トータルコスト			6,761	9,538	25,333	20,137	17,958	17,958
⑦ 単位あたりコスト(単位:円)								

Check 事務事業の評価	
8 妥当性の評価	
① なぜ市が主体的に実施するのか	
B	A. 市が実施するよう法令(県条例を含む)で定められた事業 (法令名:) (※内部管理事業で、市以外が実施することが困難な事業を含む) B. 公共性や収益性の観点から、市が主体的に実施すべき事業 C. 市以外でも実施可能であるが、市が主体的に実施することが望ましい事業 D. 市が主体的に実施する必要性は低い、何らかの理由により市が実施している事業
上記の判断根拠/評価についての説明	
法令に従い、滞納整理を行うことによって、税等収納金の負担の公平性及び財源を確保しなければなりません。	
② 事業対象(者)の設定及び受益者負担は適正か	
A	A. 適正である B. 不適正な部分がある C. 不適正である — 評価対象外
上記の判断根拠/評価についての説明	
多重滞納者に対して滞納整理を行うことで、財源確保に寄与します。	
9 有効性の評価	
① 事業の必要性は高いか(事業の目的は薄れてきていないか)	
A	A. 必要性は高い B. 必要性はやや高い C. 必要性はやや低い D. 必要性は低い — 評価対象外
上記の判断根拠/評価についての説明	
多重滞納者の滞納状況を一元的に管理することで、その債務の状況及び問題点を把握し、効果的な滞納整理を行うことができます。	
② 期待された効果(成果)は上がっているか	
B	A. 期待以上である B. ほぼ期待どおりである C. 期待以下である D. 効果を把握していない — 評価対象外
上記の判断根拠/評価についての説明	
多重滞納者等3人から、合計約306万円の滞納金(税・住宅使用料)を徴収することができました。	
10 効率性の評価	
現在のコストを低減(事務効率化を含む)することができないか	
B	A. 全く低減することができない B. あまり低減することができない C. 低減することができる D. 大きく低減することができる
上記の判断根拠/評価についての説明	
直接事業費の顧問弁護士委託料については、訴訟の難易度により、職員で対応できる案件が増えれば、低減できる可能性があります。	
11 問題点・課題の整理	
① 短期的な問題点・課題(1年以内に取り組むべき課題)	
滞納管理システムを本格的に運用し、一元的に管理された多重滞納者情報をもとに、滞納整理を強化します。	
② 中長期的な問題点・課題(概ね3年以内に取り組むべき課題)	
職員のみで訴訟を提起することができるよう、スキルアップを図ります。	
③ 担当課のみでは解決が困難と考えられる問題点・課題	
訴訟において、高度な専門性を要求される案件については、職員のみでの対応は困難であり、弁護士の力を借りる必要があります。	

主管課		教育部 生涯学習課		決算書参考頁		110頁～110頁	
款		項		目		事業名	
10	教育費	6	社会教育費	4	図書館費	342	山田図書館費
予算現額(円)		予算の執行率(%)		事業の進捗度(%)		事業のコスト(市民1人当,円)	
32,179,000		96.17		100		734	
決算額(円)		財源内訳(円)					
30,948,111		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
					26,624	30,921,487	

事業の概要、実施内容及び成果等

山田図書館費事業

1. 事業の概要

図書館は、住民にとって身近な「地域の知の拠点」として生涯学習を進めるうえで最も重要な施設であるため、学習に必要な図書や資料、情報等を収集・整理し、利用の促進を図っているものです。

山田図書館を快適かつ安心して利用してもらうため、適切な施設管理・運営を行うものです。

2. 事業の実施内容

(1) 主な施設管理業務

- ・山田図書館施設の保守点検、清掃に関すること
- ・図書館資料の選書、分担購入に関すること
- ・図書館資料の装備や図書館システムへのデータ入力に関すること
- ・図書館利用者の登録や図書館システムへのデータ入力に関すること

(2) 主な資料提供サービス

- ・図書資料の貸出（個人貸出、団体貸出）や予約をすること
- ・山田図書館内で閲覧すること
- ・読書の案内や調査研究のための資料や情報の相談に応じること

3. 事業の成果

(1) 事業の実績

- ・山田図書館利用者数 24,020人
- ・山田図書館貸出冊数 100,412冊
- ・山田図書館登録者数 5,164人

(2) 事業の成果

山田図書館の利用者数及び貸出冊数は平成23年度に比べ減少したものの、図書資料の予約やリクエスト件数及び登録者数は増加しています。

そのため、新規の方の登録が伸びていると考えられます。

4. 今後の課題等

限られた予算を有効に活用し、山田地区の特性に合わせた特色ある資料収集を行うとともに、図書館だよりをはじめとした広報活動の充実や、図書司書の資質向上を図り、利用者数、貸出冊数の増加を図ってまいります。

平成25年度事務事業評価表
【評価対象年度：平成24年度】

参考資料7

1. 事務事業名	山田図書館費		
2. 担当課・係	生涯学習課 図書館係	事業担当課長	坂本 高行
3. 上位の施策 (目的体系の確認)	基本方針	4. 心豊かな人を育むまちづくり	
	施策内容	2. 次代を担う青少年の健全育成	
4. 事業開始年度	平成18年度	事業終了年度	—
5. 事業の目的	対象(誰を：受益者)	市民[利用者]	
	意図(受益者の将来像)	山田図書館を適切に管理運営することにより、読書環境の整備・充実が図られるとともに、快適かつ安心して利用することができます。	

6. 決算額内訳表

(単位：円)

区 分	金 額	区 分	金 額
1 報酬		19 負担金補助及び交付金	
2 給料		(退職手当組合負担金)	
3 職員手当等		20 扶助費	
4 共済費		21 貸付金	
7 賃金	9,564,903	22 補償補てん及び賠償金	
8 報償費		23 償還金利子及び割引料	
9 旅費		24 投資及び出資金	
10 交際費		25 積立金	
11 需用費	6,286,192	26 寄附金	
12 役務費	491,112	27 公課費	
13 委託料	4,517,388	28 繰出金	
14 使用料及び賃借料	423,110		
15 工事請負費		計(決算額)	30,948,111
16 原材料費			
17 公有財産購入費		直接事業費(A)※	21,383,208
18 備品購入費	9,665,406		

※1 直接事業費(A)は決算額から人件費等を控除した金額とする。

※2 人件費等とは、2. 給料・3. 職員手当等・4. 共済費・7. 賃金・19. 負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金のみ)をいう。

7. 人件費内訳

	従事者数 (単位：人)		人件費 (単位：円)
正職員	0.10	(B)	800,000
嘱託／臨時職員	4.00	(C)	7,752,000

※1 正職員1人あたり平均人件費単価 8,000千円とする。

※2 嘱託職員・臨時職員人件費については決算額を基本とする。

8. トータルコスト (直接事業費+人件費)

トータルコスト (A) + (B) + (C)	29,935,208 円
-------------------------	--------------

9. 内部評価

事業の方向性	事業の方向性を決定した根拠となる理由及び改善策
現状維持	図書館は市民にとって身近な「地域の知の拠点」として生涯学習を進めるうえで最も重要な施設であるため、学習に必要な図書や資料、情報等を収集・整理し、利用の促進を図る必要があります。 施設の管理・運営、図書館資料の選書・購入、読書の案内や調査研究のための資料や情報の相談に応じることなど、市民の方々が図書館を快適かつ安心して利用していただくために、限られた予算を有効に活用し、地域の特性に合わせた特色ある支流収集や広報活動の充実、図書司書の資質向上を図り、貸出冊数や登録者の増加を目指していきます。

※事業の方向性…拡大、現状維持、見直しのうえ継続、縮小、廃止・休止、完了より選択して記入する。

主管課		教育部 生涯学習課		決算書参考頁		110頁～110頁	
款		項		目		事業名	
10	教育費	6	社会教育費	4	図書館費	343	稲築図書館費
予算現額(円)		予算の執行率(%)		事業の進捗度(%)		事業のコスト(市民1人当,円)	
9,853,000		97.78		100		229	
決算額(円)		財源内訳(円)					
9,634,177		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
					3,856	9,630,321	

事業の概要、実施内容及び成果等

稲築図書館費事業

1. 事業の概要

図書館は、住民にとって身近な「地域の知の拠点」として生涯学習を進めるうえで最も重要な施設であるため、学習に必要な図書や資料、情報等を収集・整理し、利用の促進を図っているものです。

稲築図書館を快適かつ安心して利用してもらうため、適切な施設管理・運営を行うものです。

2. 事業の実施内容

(1) 主な施設管理業務

- ・稲築図書館施設の保守点検に関すること
- ・図書館資料の選書、分担購入に関すること
- ・図書館資料の装備や図書館システムへのデータ入力に関すること
- ・図書館利用者の登録や図書館システムへのデータ入力に関すること

(2) 主な資料提供サービス

- ・資料の貸出(個人貸出、団体貸出)や予約をすること
- ・稲築図書館内で閲覧すること
- ・読書の案内や調査研究のための資料や情報の相談に応じること

3. 事業の成果

(1) 事業の実績

- ・稲築図書館利用者数 11,079人
- ・稲築図書館貸出冊数 40,429冊
- ・稲築図書館登録者数 1,469人

(2) 事業の成果

稲築図書館の利用者数及び貸出冊数は平成23年度に比べ減少したものの、登録者数は増加していることから、新規の方の登録が伸びていると考えられます。

4. 今後の課題等

限られた予算を有効に活用し、稲築地区の特性に合わせた特色ある資料収集を行うとともに、図書館だよりをはじめとした広報活動の充実や、図書司書の資質向上を図り、利用者数、貸出冊数の増加を図ってまいります。

平成25年度事務事業評価表
【評価対象年度：平成24年度】

参考資料7

1. 事務事業名	稲築図書館費		
2. 担当課・係	生涯学習課 図書館係	事業担当課長	坂本 高行
3. 上位の施策 (目的体系の確認)	基本方針	4. 心豊かな人を育むまちづくり	
	施策内容	2. 次代を担う青少年の健全育成	
4. 事業開始年度	平成18年度	事業終了年度	—
5. 事業の目的	対象(誰を：受益者)	市民[利用者]	
	意図(受益者の将来像)	稲築図書館を適切に管理運営することにより、読書環境の整備・充実が図られるとともに、快適かつ安心して利用することができます。	

6. 決算額内訳表

(単位：円)

区 分	金 額	区 分	金 額
1 報酬		19 負担金補助及び交付金	
2 給料		(退職手当組合負担金)	
3 職員手当等		20 扶助費	
4 共済費		21 貸付金	
7 賃金	5,792,044	22 補償補てん及び賠償金	
8 報償費		23 償還金利子及び割引料	
9 旅費		24 投資及び出資金	
10 交際費		25 積立金	
11 需用費	554,394	26 寄附金	
12 役務費	61,668	27 公課費	
13 委託料	226,168	28 繰出金	
14 使用料及び賃借料			
15 工事請負費		計(決算額)	9,634,177
16 原材料費			
17 公有財産購入費		直接事業費(A)※	3,842,133
18 備品購入費	2,999,903		

※1 直接事業費(A)は決算額から人件費等を控除した金額とする。

※2 人件費等とは、2. 給料・3. 職員手当等・4. 共済費・7. 賃金・19. 負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金のみ)をいう。

7. 人件費内訳

	従事者数 (単位：人)		人件費 (単位：円)
正職員	0.10	(B)	800,000
嘱託／臨時職員	2.40	(C)	4,651,200

※1 正職員1人あたり平均人件費単価 8,000千円とする。

※2 嘱託職員・臨時職員人件費については決算額を基本とする。

8. トータルコスト (直接事業費+人件費)

トータルコスト (A) + (B) + (C)	9,293,333 円
-------------------------	-------------

9. 内部評価

事業の方向性	事業の方向性を決定した根拠となる理由及び改善策
現状維持	図書館は市民にとって身近な「地域の知の拠点」として生涯学習を進めるうえで最も重要な施設であるため、学習に必要な図書や資料、情報等を収集・整理し、利用の促進を図る必要があります。 施設の管理・運営、図書館資料の選書・購入、読書の案内や調査研究のための資料や情報の相談に応じることなど、市民の方々が図書館を快適かつ安心して利用していただくために、限られた予算を有効に活用し、地域の特性に合わせた特色ある支流収集や広報活動の充実、図書司書の資質向上を図り、貸出冊数や登録者の増加を目指していきます。

※事業の方向性…拡大、現状維持、見直しのうえ継続、縮小、廃止・休止、完了より選択して記入する。

主管課		教育部 生涯学習課		決算書参考頁		110頁～111頁	
款		項		目		事業名	
10	教育費	6	社会教育費	4	図書館費	344	嘉徳図書館費
予算現額(円)		予算の執行率(%)		事業の進捗度(%)		事業のコスト(市民1人当,円)	
19,493,000		92.09		100		426	
決算額(円)		財源内訳(円)					
17,950,904		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
					34,395	17,916,509	

事業の概要、実施内容及び成果等

嘉徳図書館費事業

1. 事業の概要

図書館は、住民にとって身近な「地域の知の拠点」として生涯学習を進めるうえで最も重要な施設であるため、学習に必要な図書や資料、情報等を収集・整理し、利用の促進を図っているものです。

嘉徳図書館を快適かつ安心して利用してもらうため、適切な施設管理・運営を行うものです。

2. 事業の実施内容

(1) 主な施設管理業務

- ・嘉徳図書館施設の保守点検に関すること
- ・図書館資料の選書、分担購入に関すること
- ・図書館資料の装備や図書館システムへのデータ入力に関すること
- ・図書館利用者の登録や図書館システムへのデータ入力に関すること

(2) 主な資料提供サービス

- ・資料の貸出(個人貸出、団体貸出)や予約をすること
- ・嘉徳図書館内で閲覧すること
- ・読書の案内や調査研究のための資料や情報の相談に応じること

3. 事業の成果

(1) 事業の実績

- ・嘉徳図書館利用者数 16,464人
- ・嘉徳図書館貸出冊数 86,437冊
- ・嘉徳図書館登録者数 3,497人

(2) 事業の成果

嘉徳図書館の利用者数及び貸出冊数は平成23年度に比べ減少したものの、図書資料の予約やリクエスト件数及び登録者数は増加しています。

そのため、新規の方の登録が伸びていると考えられます。

4. 今後の課題等

限られた予算を有効に活用し、嘉徳地区の特性に合わせた特色ある資料収集を行うとともに、図書館だよりをはじめとした広報活動の充実や、図書司書の資質向上を図り、利用者数、貸出冊数の増加を図ってまいります。

平成25年度事務事業評価表
【評価対象年度：平成24年度】

参考資料7

1. 事務事業名	嘉穂図書館費		
2. 担当課・係	生涯学習課 図書館係	事業担当課長	坂本 高行
3. 上位の施策 (目的体系の確認)	基本方針	4. 心豊かな人を育むまちづくり	
	施策内容	2. 次代を担う青少年の健全育成	
4. 事業開始年度	平成18年度	事業終了年度	—
5. 事業の目的	対象(誰を：受益者)	市民[利用者]	
	意図(受益者の将来像)	嘉穂図書館を適切に管理運営することにより、読書環境の整備・充実が図られるとともに、快適かつ安心して利用することができます。	

6. 決算額内訳表

(単位：円)

区 分	金 額	区 分	金 額
1 報酬		19 負担金補助及び交付金	
2 給料		(退職手当組合負担金)	
3 職員手当等		20 扶助費	
4 共済費		21 貸付金	
7 賃金	10,286,439	22 補償補てん及び賠償金	
8 報償費		23 償還金利子及び割引料	
9 旅費		24 投資及び出資金	
10 交際費		25 積立金	
11 需用費	1,664,536	26 寄附金	
12 役務費	247,163	27 公課費	49,200
13 委託料	635,403	28 繰出金	
14 使用料及び賃借料	57,456		
15 工事請負費		計(決算額)	17,950,904
16 原材料費			
17 公有財産購入費		直接事業費(A)※	7,664,465
18 備品購入費	5,010,707		

※1 直接事業費(A)は決算額から人件費等を控除した金額とする。

※2 人件費等とは、2. 給料・3. 職員手当等・4. 共済費・7. 賃金・19. 負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金のみ)をいう。

7. 人件費内訳

	従事者数 (単位：人)		人件費 (単位：円)
正職員	0.10	(B)	800,000
嘱託／臨時職員	4.00	(C)	7,752,000

※1 正職員1人あたり平均人件費単価 8,000千円とする。

※2 嘱託職員・臨時職員人件費については決算額を基本とする。

8. トータルコスト (直接事業費＋人件費)

トータルコスト (A) + (B) + (C)	16,216,465 円
-------------------------	--------------

9. 内部評価

事業の方向性	事業の方向性を決定した根拠となる理由及び改善策
現状維持	図書館は市民にとって身近な「地域の知の拠点」として生涯学習を進めるうえで最も重要な施設であるため、学習に必要な図書や資料、情報等を収集・整理し、利用の促進を図る必要があります。 施設の管理・運営、図書館資料の選書・購入、読書の案内や調査研究のための資料や情報の相談に応じることなど、市民の方々が図書館を快適かつ安心して利用していただくために、限られた予算を有効に活用し、地域の特性に合わせた特色ある支流収集や広報活動の充実、図書司書の資質向上を図り、貸出冊数や登録者の増加を目指していきます。

※事業の方向性…拡大、現状維持、見直しのうえ継続、縮小、廃止・休止、完了より選択して記入する。

主管課		教育部 生涯学習課		決算書参考頁		110頁～110頁	
款		項		目		事業名	
10	教育費	6	社会教育費	4	図書館費	345	碓井図書館費
予算現額(円)		予算の執行率(%)		事業の進捗度(%)		事業のコスト(市民1人当,円)	
17,555,000		95.20		100		396	
決算額(円)		財源内訳(円)					
16,711,558		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
					44,467	16,667,091	

事業の概要、実施内容及び成果等

碓井図書館費事業

1. 事業の概要

図書館は、住民にとって身近な「地域の知の拠点」として生涯学習を進めるうえで最も重要な施設であるため、学習に必要な図書や資料、情報等を収集・整理し、利用の促進を図っているものです。

碓井図書館を快適かつ安心して利用してもらうため、適切な施設管理・運営を行うものです。

2. 事業の実施内容

(1) 主な施設管理業務

- ・碓井図書館施設の保守点検に関すること
- ・図書館資料の選書、分担購入に関すること
- ・図書館資料の装備や図書館システムへのデータ入力に関すること
- ・図書館利用者の登録や図書館システムへのデータ入力に関すること

(2) 主な資料提供サービス

- ・資料の貸出(個人貸出、団体貸出)や予約をすること
- ・碓井図書館内で閲覧すること
- ・読書の案内や調査研究のための資料や情報の相談に応じること

3. 事業の成果

(1) 事業の実績

- ・碓井図書館利用者数 11,054人
- ・碓井図書館貸出冊数 44,567冊
- ・碓井図書館登録者数 1,902人

(2) 事業の成果

碓井図書館の利用者数及び貸出冊数は平成23年度に比べ増加しており、図書資料の予約やリクエスト件数及び登録者数も増加しています。

増加した要因としては、他の文化施設が隣接しており、その相互効果で利用者数等が伸びていると考えられます。

4. 今後の課題等

限られた予算を有効に活用し、碓井地区の特性に合わせた特色ある資料収集を行うとともに、図書館だよりをはじめとした広報活動の充実や、図書司書の資質向上を図り、利用者数、貸出冊数の増加を図ってまいります。

平成25年度事務事業評価表
【評価対象年度：平成24年度】

参考資料7

1. 事務事業名	碓井図書館費		
2. 担当課・係	生涯学習課 図書館係	事業担当課長	坂本 高行
3. 上位の施策 (目的体系の確認)	基本方針	4. 心豊かな人を育むまちづくり	
	施策内容	2. 次代を担う青少年の健全育成	
4. 事業開始年度	平成18年度	事業終了年度	—
5. 事業の目的	対象(誰を：受益者)	市民[利用者]	
	意図(受益者の将来像)	碓井図書館を適切に管理運営することにより、読書環境の整備・充実が図られるとともに、快適かつ安心して利用することができます。	

6. 決算額内訳表

(単位：円)

区 分	金 額	区 分	金 額
1 報酬		19 負担金補助及び交付金	
2 給料		(退職手当組合負担金)	
3 職員手当等		20 扶助費	
4 共済費		21 貸付金	
7 賃金	7,613,733	22 補償補てん及び賠償金	
8 報償費		23 償還金利子及び割引料	
9 旅費		24 投資及び出資金	
10 交際費		25 積立金	
11 需用費	1,955,502	26 寄附金	
12 役務費	302,039	27 公課費	
13 委託料	3,628,452	28 繰出金	
14 使用料及び賃借料	131,300		
15 工事請負費		計(決算額)	16,711,558
16 原材料費			
17 公有財産購入費		直接事業費(A)※	9,097,825
18 備品購入費	3,080,532		

※1 直接事業費(A)は決算額から人件費等を控除した金額とする。

※2 人件費等とは、2. 給料・3. 職員手当等・4. 共済費・7. 賃金・19. 負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金のみ)をいう。

7. 人件費内訳

	従事者数 (単位：人)		人件費 (単位：円)
正職員	0.10	(B)	800,000
嘱託／臨時職員	3.00	(C)	5,814,000

※1 正職員1人あたり平均人件費単価 8,000千円とする。

※2 嘱託職員・臨時職員人件費については決算額を基本とする。

8. トータルコスト (直接事業費+人件費)

トータルコスト (A) + (B) + (C)	15,711,825 円
-------------------------	--------------

9. 内部評価

事業の方向性	事業の方向性を決定した根拠となる理由及び改善策
現状維持	図書館は市民にとって身近な「地域の知の拠点」として生涯学習を進めるうえで最も重要な施設であるため、学習に必要な図書や資料、情報等を収集・整理し、利用の促進を図る必要があります。 施設の管理・運営、図書館資料の選書・購入、読書の案内や調査研究のための資料や情報の相談に応じることなど、市民の方々が図書館を快適かつ安心して利用していただくために、限られた予算を有効に活用し、地域の特性に合わせた特色ある支流収集や広報活動の充実、図書司書の資質向上を図り、貸出冊数や登録者の増加を目指していきます。

※事業の方向性…拡大、現状維持、見直しのうえ継続、縮小、廃止・休止、完了より選択して記入する。

主管課		教育部 生涯学習課		決算書参考頁		110頁～111頁	
款		項		目		事業名	
10	教育費	6	社会教育費	10	教育費	486	図書館運営事業
予算現額(円)		予算の執行率(%)		事業の進捗度(%)		事業のコスト(市民1人当,円)	
10,619,000		92.65		100		233	
決算額(円)		財源内訳(円)					
9,838,402		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	国庫支出金	
						9,838,402	

事業の概要、実施内容及び成果等

図書館運営事業

1. 事業の概要

図書館は、住民にとって身近な「地域の知の拠点」として生涯学習を進めるうえで最も重要な施設であるため、学習に必要な図書や資料、情報等を収集・整理し、利用の促進を図っているものです。

嘉麻市立図書館の全てを快適かつ安心して利用してもらうため、必要な施設管理・運営を行うものです。

2. 事業の実施内容

- ・図書館システムの保守管理に関すること
- ・図書館専用ポータルサイトや図書館システム機器の使用に関すること
- ・嘉麻市図書館協議会に関すること

3. 事業の成果

(1) 事業の実績

- ・嘉麻市図書館協議会開催 1回(委員10人中9人参加)
- ・平成23年度図書館年報及び平成24年度事業計画を市ホームページへの掲載

(2) 事業の成果

嘉麻市立図書館全館の利用者数及び貸出冊数は平成23年度に比べ減少していますが、図書資料の予約やリクエスト件数及び登録者数は増加しています。

そのため、新規の方の登録が伸びていると考えられます。

4. 今後の課題等

限られた予算を有効に活用し、山田、稲築、碓井及び嘉穂地区それぞれの特性に合わせた特色ある資料収集を行うとともに、図書館だよりをはじめとした広報活動の充実や、図書司書の資質向上を図り、利用者数、貸出冊数の増加を図ってまいります。

また、今後の嘉麻市立図書館の運営に係る様々な課題解決のために嘉麻市図書館協議会において協議をいただき、より図書館利用者にとって快適な環境を整えることを図ってまいります。

平成25年度事務事業評価表
【評価対象年度：平成24年度】

参考資料7

1. 事務事業名	図書館運営事業		
2. 担当課・係	生涯学習課 図書館係	事業担当課長	坂本 高行
3. 上位の施策 (目的体系の確認)	基本方針	4. 心豊かな人を育むまちづくり	
	施策内容	2. 次代を担う青少年の健全育成	
4. 事業開始年度	平成18年度	事業終了年度	—
5. 事業の目的	対象(誰を：受益者)	市民[利用者]	
	意図(受益者の将来像)	4図書館を適切に管理運営することにより、読書環境の整備・充実が図られるとともに、快適かつ安心して利用することができます。	

6. 決算額内訳表

(単位：円)

区 分	金 額	区 分	金 額
1 報酬	32,200	19 負担金補助及び交付金	68,000
2 給料		(退職手当組合負担金)	
3 職員手当等		20 扶助費	
4 共済費		21 貸付金	
7 賃金	1,636,234	22 補償補てん及び賠償金	
8 報償費	19,000	23 償還金利子及び割引料	
9 旅費	33,120	24 投資及び出資金	
10 交際費		25 積立金	
11 需用費	465,979	26 寄附金	
12 役務費	2,095,197	27 公課費	6,600
13 委託料	4,939,012	28 繰出金	
14 使用料及び賃借料	543,060		
15 工事請負費		計(決算額)	9,838,402
16 原材料費			
17 公有財産購入費		直接事業費(A)※	8,202,168
18 備品購入費			

※1 直接事業費(A)は決算額から人件費等を控除した金額とする。

※2 人件費等とは、2. 給料・3. 職員手当等・4. 共済費・7. 賃金・19. 負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金のみ)をいう。

7. 人件費内訳

	従事者数 (単位：人)	人件費 (単位：円)
正職員	1.00	(B) 8,000,000
嘱託／臨時職員	1.00	(C) 1,938,000

※1 正職員1人あたり平均人件費単価 8,000千円とする。

※2 嘱託職員・臨時職員人件費については決算額を基本とする。

8. トータルコスト (直接事業費+人件費)

トータルコスト (A) + (B) + (C)	18,140,168 円
-------------------------	--------------

9. 内部評価

事業の方向性	事業の方向性を決定した根拠となる理由及び改善策
現状維持	図書館は市民にとって身近な「地域の知の拠点」として生涯学習を進めるうえで最も重要な施設であるため、学習に必要な図書や資料、情報等を収集・整理し、利用の促進を図る必要があります。 施設の管理・運営、図書館資料の選書・購入、読書の案内や調査研究のための資料や情報の相談に応じることなど、市民の方々が図書館を快適かつ安心して利用していただくために、限られた予算を有効に活用し、地域の特性に合わせた特色ある支流収集や広報活動の充実、図書司書の資質向上を図り、貸出冊数や登録者の増加を目指していきます。

※事業の方向性…拡大、現状維持、見直しのうえ継続、縮小、廃止・休止、完了より選択して記入する。

平成23年度事務事業評価表

【評価対象年度:平成22年度】

一次評価日:平成23年6月24日

一次評価者:山口朝光

二次評価の有無:無

事務事業の分類
ソフト事業

Plan 事務事業の概要								
1 事務事業名	図書館施設管理運営事業							
2 担当課・係	生涯学習課図書館係	事業担当課長	山口朝光					
3 上位の施策 (目的体系の確認)	基本方針	4. 心豊かな人を育むまちづくり						
	施策内容	2. 次代を担う青少年の健全育成						
4 事業開始年度	H18		事業終了年度	—				
5 事業の目的	対象(誰を:受益者)	市民[利用者]						
	意図(受益者の将来像)	図書館を適切に管理運営することにより、読書環境の整備・充実が図られるとともに、快適かつ安心して利用することができます。						
6 事業の内容 (目的達成の手段)	図書館職員又は受託業者が、施設、資料、システムを管理し、地域住民に応じた資料提供サービスを行っています。 主な施設管理業務 ・図書館施設の保守点検、清掃に関すること ・図書館資料の選書、分担購入に関すること ・図書館資料の装備や図書館システムへのデータ入力に関すること ・図書館利用者の登録や図書館システムへのデータ入力に関すること 主な資料提供サービス ・資料の貸出(個人貸出や団体貸出)や予約をすること ・図書館内で閲覧すること ・移動図書館車を運行すること ・読書の案内や調査研究のための資料や情報の相談に応じること							
Do 事務事業の実施								
7 指標とコストの推移(行政資源投入の状況)								
指標分類	①指標名	単位	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (見込)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)
成果指標	②指標の計算式/説明文							
	住民1人当たりの貸出冊数	冊	5.76	5.85	6.18	5.76	5.82	5.88
	貸出冊数/人口							
	住民1人当たりの資料費	円	500.7	506.7	514.4	514.4	681.4	524.7
	資料費/人口							
	登録者数	人	8540	9651	10410	10410	11451	12596
活動指標	図書館協議会	回	3	4	4	2	4	4
	開催数							
	月報作成	回	12	12	12	12	12	12
	毎月							
	図書館だより発行	回	12	12	12	12	12	12
	毎月							
③ 直接事業費計(単位:千円)			49,295	50,533	62,644	62,794	61,210	61,210
④ 財源内訳	国庫補助金				11,320	11,320	26,224	
	県補助金							
	その他		86	92	33	85	34	34
	一般財源		49,209	50,441	51,291	51,389	34,952	61,176
⑤ 従事者数 人件費等	正職員	0.99人	0.84人	0.84人	0.65人	0.65人	0.65人	0.65人
	嘱託/臨時職員	7.65人	12.15人	12.15人	12.97人	12.97人	12.97人	12.97人
	正職員	7,555	6,372	6,410	4,983	4,983	4,983	4,983
	嘱託/臨時職員	14,841	22,512	28,022	24,125	27,952	27,952	27,952
⑥ トータルコスト			71,691	79,417	97,076	91,902	94,145	94,145
⑦ 単位あたりコスト(単位:円)								

Check 事務事業の評価	
8 妥当性の評価	
① なぜ市が主体的に実施するのか	
C	A. 市が実施するよう法令(県条例を含む)で定められた事業 (法令名:) (※内部管理事業で、市以外が実施することが困難な事業を含む) B. 公共性や収益性の観点から、市が主体的に実施すべき事業 C. 市以外でも実施可能であるが、市が主体的に実施することが望ましい事業 D. 市が主体的に実施する必要性は低い、何らかの理由により市が実施している事業
上記の判断根拠/評価についての説明	
図書館法第2条第2項に定める公立図書館として設置されています。	
② 事業対象(者)の設定及び受益者負担は適正か	
A	A. 適正である B. 不適正な部分がある C. 不適正である — 評価対象外
上記の判断根拠/評価についての説明	
赤ちゃんからお年寄りまで嘉麻市民全般が対象であり、貸出、予約、相談に関してはいずれも受益者負担はありません。これは、図書館法第17条に定める図書館の利用に対していかなる対価も徴収してはならないという「無料の原則」によるものです。	
9 有効性の評価	
① 事業の必要性は高いか(事業の目的は薄れてきていないか)	
A	A. 必要性は高い B. 必要性はやや高い C. 必要性はやや低い D. 必要性は低い — 評価対象外
上記の判断根拠/評価についての説明	
赤ちゃんからお年寄りまで嘉麻市民全般が利用できる図書館が身近にあることで、地域文化の拠点となっています。	
② 期待された効果(成果)は上がっているか	
B	A. 期待以上である B. ほぼ期待どおりである C. 期待以下である D. 効果を把握していない — 評価対象外
上記の判断根拠/評価についての説明	
平成22年度実績において、貸出冊数は減少したものの、登録者数は増加しており、新たな市民が利用していると見込まれます。	
10 効率性の評価	
現在のコストを低減(事務効率化を含む)することができないか	
B	A. 全く低減することができない B. あまり低減することができない C. 低減することができる D. 大きく低減することができる
上記の判断根拠/評価についての説明	
施設に必要な維持管理経費及び図書司書の人件費であり、大きく低減することは困難です。	
11 問題点・課題の整理	
① 短期的な問題点・課題(1年以内に取り組むべき課題)	
各館毎の維持管理の内容が異なるため、見直しをする必要があります。	
② 中長期的な問題点・課題(概ね3年以内に取り組むべき課題)	
特にありません。	
③ 担当課のみでは解決が困難と考えられる問題点・課題	
特にありません。	

主管課		生涯学習課		決算書参考頁		115頁～115頁	
款		項		目		事業名	
10	教育費	7	保健体育費	2	保健体育施設費	365	サルビアパーク 維持管理費
予算現額(円)		予算の執行率(%)		事業の進捗度(%)		事業のコスト(市民1人当,円)	
40,899,000		99.6		100		966	
決算額(円)		財源内訳(円)					
40,717,673		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
						40,717,673	

事業の概要、実施内容及び成果等

サルビアパーク維持管理費 事業

1. 事業の概要

市民の健康増進、スポーツの推進に寄与するため、指定管理者による管理運営業務を行うものです。

2. 事業の実施内容

指定管理者が施設の利用申請受付等の管理運営、市民の健康増進、スポーツの推進のための教室を実施しました。

空調等不具合箇所の修繕、老朽化した備品の購入を実施しました。

3. 事業の成果

施設名	利用者数	利用料
サルビアパーク	92,212人	27,618,744円

4. 今後の課題等

指定管理者の再指定を行い、平成27年度まで継続して指定管理者による管理運営を行っていきませんが、市内には温水プールがもうひとつあり、それぞれが特色のある施設運営、事業を展開していく必要があります。また施設の老朽化が進んでおり、どのように施設の維持管理をしていくかが課題です。

平成25年度事務事業評価表
【評価対象年度：平成24年度】

参考資料 8

1. 事務事業名	サルビアパーク維持管理		
2. 担当課・係	生涯学習課スポーツ振興係	事業担当課長	坂本 高行
3. 上位の施策 (目的体系の確認)	基本方針	4. 心豊かな人を育むまちづくり	
	施策内容	4. 健康な体づくり生涯スポーツの推進	
4. 事業開始年度	平成24年度	事業終了年度	平成24年度
5. 事業の目的	対象(誰を：受益者)	利用者	
	意図(受益者の将来像)	利用者の健康増進	

6. 決算額内訳表

(単位：円)

区 分	金 額	区 分	金 額
1 報酬		19 負担金補助及び交付金	
2 給料		(退職手当組合負担金)	
3 職員手当等		20 扶助費	
4 共済費		21 貸付金	
7 賃金		22 補償補てん及び賠償金	
8 報償費		23 償還金利子及び割引料	
9 旅費		24 投資及び出資金	
10 交際費		25 積立金	
11 需用費		26 寄附金	
12 役務費		27 公課費	
13 委託料	37,392,700	28 繰出金	
14 使用料及び賃借料			
15 工事請負費	2,991,493	計 (決算額)	40,717,673
16 原材料費			
17 公有財産購入費		直接事業費 (A) ※	40,717,673
18 備品購入費	333,480		

※1 直接事業費 (A) は決算額から人件費等を控除した金額とする。

※2 人件費等とは、2. 給料・3. 職員手当等・4. 共済費・7. 賃金・19. 負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金のみ)をいう。

7. 人件費内訳

	従事者数 (単位：人)	人件費 (単位：円)
正職員	0.20	(B) 1,600,000
嘱託／臨時職員	0.00	(C) 0

※1 正職員1人あたり平均人件費単価 8,000千円とする。

※2 嘱託職員・臨時職員人件費については決算額を基本とする。

8. トータルコスト (直接事業費＋人件費)

トータルコスト (A) + (B) + (C)	42,317,673 円
-------------------------	--------------

9. 内部評価

事業の方向性	事業の方向性を決定した根拠となる理由及び改善策
現状維持	利用者数は年々減少傾向ではあるものの、市民の健康増進、スポーツの推進に寄与する施設として大きな部分を担っています。市内に温水プールが2施設あり、それぞれが特色ある施設運営、事業展開をしていく必要があります。

※事業の方向性…拡大、現状維持、見直しのうえ継続、縮小、廃止・休止、完了より選択して記入する。

主管課		生涯学習課		決算書参考頁		115頁～115頁	
款		項		目		事業名	
10	教育費	7	保健体育費	2	保健体育施設費	376	温水プール管理費 (稲築)
予算現額(円)		予算の執行率(%)		事業の進捗度(%)		事業のコスト(市民1人当,円)	
32,629,000		100.0		100		774	
決算額(円)		財源内訳(円)					
32,628,950		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
						32,628,950	

事業の概要、実施内容及び成果等

温水プール管理費(稲築) 事業

1. 事業の概要

市民の健康増進、スポーツの推進に寄与するため、指定管理者による管理運営業務を行うものです。

2. 事業の実施内容

指定管理者が施設の利用申請受付等の管理運営、市民の健康増進、スポーツの推進のための教室を実施しました。
ポンプ等故障箇所の修繕を行いました。

3. 事業の成果

施設名	利用者数	利用料
スイミングプラザなつき	94,763人	23,309,354円

4. 今後の課題等

指定管理者の再指定を行い、平成27年度まで継続して指定管理者による管理運営を行っていきませんが、市内には温水プールがもうひとつあり、それぞれが特色のある施設運営、事業を展開していく必要があります。また開設から8年が経過し、機械設備の経年劣化が進むことから、どのように施設の維持管理をしていくかが課題です。

平成25年度事務事業評価表
【評価対象年度：平成24年度】

参考資料 8

1. 事務事業名	温水プール管理費（稲築）		
2. 担当課・係	生涯学習課スポーツ振興係	事業担当課長	坂本 高行
3. 上位の施策 (目的体系の確認)	基本方針	4. 心豊かな人を育むまちづくり	
	施策内容	4. 健康な体づくり生涯スポーツの推進	
4. 事業開始年度	平成24年度		事業終了年度 平成24年度
5. 事業の目的	対象(誰を：受益者)	利用者	
	意図(受益者の将来像)	利用者の健康増進	

6. 決算額内訳表

(単位：円)

区 分	金 額	区 分	金 額
1 報酬		19 負担金補助及び交付金	
2 給料		(退職手当組合負担金)	
3 職員手当等		20 扶助費	
4 共済費		21 貸付金	
7 賃金		22 補償補てん及び賠償金	
8 報償費		23 償還金利子及び割引料	
9 旅費		24 投資及び出資金	
10 交際費		25 積立金	
11 需用費	628,950	26 寄附金	
12 役務費		27 公課費	
13 委託料	32,000,000	28 繰出金	
14 使用料及び賃借料			
15 工事請負費		計（決算額）	32,628,950
16 原材料費			
17 公有財産購入費		直接事業費（A）※	32,628,950
18 備品購入費			

※1 直接事業費（A）は決算額から人件費等を控除した金額とする。

※2 人件費等とは、2. 給料・3. 職員手当等・4. 共済費・7. 賃金・19. 負担金補助及び交付金（退職手当組合負担金のみ）をいう。

7. 人件費内訳

	従事者数 (単位：人)	人件費 (単位：円)
正職員	0.20	(B) 1,600,000
嘱託／臨時職員	0.00	(C) 0

※1 正職員1人あたり平均人件費単価 8,000千円とする。

※2 嘱託職員・臨時職員人件費については決算額を基本とする。

8. トータルコスト (直接事業費+人件費)

トータルコスト (A) + (B) + (C)	34,228,950 円
-------------------------	--------------

9. 内部評価

事業の方向性	事業の方向性を決定した根拠となる理由及び改善策
現状維持	利用者数は現状維持で推移しており、市民の健康増進、スポーツの推進に寄与する施設として大きな部分を担っています。市内に温水プールが2施設あり、それぞれが特色ある施設運営、事業展開をしていく必要があります。

※事業の方向性…拡大、現状維持、見直しのうえ継続、縮小、廃止・休止、完了より選択して記入する。

平成23年度事務事業評価表

【評価対象年度:平成22年度】

一次評価日:平成23年6月27日

一次評価者:山口 朝光

二次評価の有無:無

事務事業の分類
ソフト事業

Plan 事務事業の概要								
1 事務事業名	指定管理体育施設管理運営事業							
2 担当課・係	生涯学習課・スポーツ振興係	事業担当課長	山口 朝光					
3 上位の施策 (目的体系の確認)	基本方針	4. 心豊かな人を育むまちづくり						
	施策内容	4. 健康な体づくり生涯スポーツの推進						
4 事業開始年度	—		事業終了年度	—				
5 事業の目的	対象(誰を:受益者)	施設利用者						
	意図(受益者の将来像)	指定管理体育施設を管理、指導することで、健康増進・体力向上のための自主運動を実施することができる。						
6 事業の内容 (目的達成の手段)	「サルビアパーク」「温水プールスイミングプラザなつき」を管理、運営、整備する。 ・指定管理者との連絡、調整 ・施設改修等 ・指定期間満了による更新事務。(次回更新は25年度、更新事務は24年度から実施) 【指定管理委託料】 サルビアパーク:37,000,000円 スイミングプラザなつき:32,000,000円 【施設概要】 「サルビアパーク」:温水プール、アリーナ、テニスコート、トレーニングルーム 「スイミングプラザなつき」:温水プール、エアロビルーム、トレーニングルーム							
Do 事務事業の実施								
7 指標とコストの推移(行政資源投入の状況)								
指標分類	①指標名	単位	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (見込)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)
成果指標	②指標の計算式/説明文							
	サルビアパーク利用者数	人	106095	108559	108000	96681	96000	96000
	スイミングプラザなつき利用者数	人	86734	86452	86000	85679	85000	85000
活動指標	サルビアパークプール利用者数	人	57142	57759	57000	55278	55000	55000
	スイミングプラザなつきプール利用者数	人	57994	58507	58000	57822	57000	57000
③ 直接事業費計(単位:千円)			84,728	77,529	76,441	78,972	71,448	70,000
④ 財源内訳	国庫補助金							
	県補助金							
	その他 一般財源		84,728	77,529	76,441	78,972	71,448	70,000
⑤ 従事者数 人件費等	正職員	0.36 人	0.41 人	0.41 人	0.29 人	0.35 人	0.29 人	0.29 人
	嘱託/臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	正職員	2,747	3,129	3,129	2,228	2,671	2,213	
	嘱託/臨時職員	0	0	0	0	0	0	
⑥ トータルコスト			87,475	80,658	79,570	81,200	74,119	72,213
⑦ 単位あたりコスト(単位:円)								
トータルコスト/利用者数								

Check 事務事業の評価	
8 妥当性の評価	
① なぜ市が主体的に実施するのか	
B	A. 市が実施するよう法令(県条例を含む)で定められた事業 (法令名:) (※内部管理事業で、市以外が実施することが困難な事業を含む) B. 公共性や収益性の観点から、市が主体的に実施すべき事業 C. 市以外でも実施可能であるが、市が主体的に実施することが望ましい事業 D. 市が主体的に実施する必要性は低い、何らかの理由により市が実施している事業
上記の判断根拠/評価についての説明	
民間の体育施設の進出が期待できない嘉麻市において、市民がスポーツ活動を行える環境を整備することは、行政の役割と考えます。	
② 事業対象(者)の設定及び受益者負担は適正か	
A	A. 適正である B. 不適正な部分がある C. 不適正である — 評価対象外
上記の判断根拠/評価についての説明	
近隣の温水プールと比較しても利用料金が安いとは考えられません。	
9 有効性の評価	
① 事業の必要性は高いか(事業の目的は薄れてきていないか)	
D	A. 必要性は高い B. 必要性はやや高い C. 必要性はやや低い D. 必要性は低い — 評価対象外
上記の判断根拠/評価についての説明	
年間18万人の利用があり、必要性は高いと考えられますが、市内に温水プールが2つの温水プールが存在する必要性はないものと考えられます。	
② 期待された効果(成果)は上がっているか	
B	A. 期待以上である B. ほぼ期待どおりである C. 期待以下である D. 効果を把握していない — 評価対象外
上記の判断根拠/評価についての説明	
健康増進・体力向上のための自主運動の場として利用があり、ほぼ期待通りといえます。	
10 効率性の評価	
現在のコストを低減(事務効率化を含む)することができないか	
B	A. 全く低減することができない B. あまり低減することができない C. 低減することができる D. 大きく低減することができる
上記の判断根拠/評価についての説明	
平成22年度からの「サルビアパーク」の指定管理委託料の見直したことでコストの削減を行いました。しかし、施設の老朽化も進んでおり修繕等が必要なことから、あまり低減することは難しいと考えます。	
11 問題点・課題の整理	
① 短期的な問題点・課題(1年以内に取り組むべき課題)	
平成24年度の指定管理者更新までに、市内で2つの温水プールを維持していく必要性について検討する必要がある。また、指定管理者更新にあたり、施設利用料の見直しが必要です。	
② 中長期的な問題点・課題(概ね3年以内に取り組むべき課題)	
特にありません。	
③ 担当課のみでは解決が困難と考えられる問題点・課題	
施設の存続については担当課のみでは判断が出来ません。	

Action 事務事業の改善 / 事業費の方向性									
12 前年度(H22)の評価表に記載した改善内容	特にありません。								
13 前年度(H22)に実施した改善内容	国の補助金を利用して、サルビアパークのアリーナ音響設備とジョギングロードの改修を行いました。								
14 今年度(H23)の改善内容	特にありません。								
15 来年度(H24)の方向性	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">B</td> <td>A. 拡大</td> <td>B. 現状維持</td> <td>C. 見直しのうえ継続</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D. 縮小</td> <td>E. 廃止・休止</td> <td>F. 完了</td> </tr> </table> <p>上記の判断根拠/評価についての説明</p> <p>現在の市民のスポーツ活動を維持していくには現状の維持が必要であると考えます。</p>	B	A. 拡大	B. 現状維持	C. 見直しのうえ継続		D. 縮小	E. 廃止・休止	F. 完了
B	A. 拡大	B. 現状維持	C. 見直しのうえ継続						
	D. 縮小	E. 廃止・休止	F. 完了						
二次評価									
16 一次評価に対する意見1(問題点・課題の整理について)	二次評価対象外								
17 一次評価に対する意見2(今年度(H23)の改善内容について)	二次評価対象外								
18 来年度(H24)の方向性	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;"></td> <td>A. 拡大</td> <td>B. 現状維持</td> <td>C. 見直しのうえ継続</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D. 縮小</td> <td>E. 廃止・休止</td> <td>F. 完了</td> </tr> </table> <p>二次評価対象外</p>		A. 拡大	B. 現状維持	C. 見直しのうえ継続		D. 縮小	E. 廃止・休止	F. 完了
	A. 拡大	B. 現状維持	C. 見直しのうえ継続						
	D. 縮小	E. 廃止・休止	F. 完了						

主管課		人事秘書課		決算書参考頁		43頁～44頁	
款		項		目		事業名	
2	総務費	1	総務管理費	1	一般管理費	721	人事考課推進事業
予算現額(円)		予算の執行率(%)		事業の進捗度(%)		事業のコスト(市民1人当,円)	
2,730,000		100		100		65	
決算額(円)		財源内訳(円)					
2,730,000		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
						2,730,000	

事業の概要、実施内容及び成果等

人事考課推進事業

1. 事業の概要

地方公務員法の規定に基づく人事考課制度を推進するため、制度のメンテナンス及び職員研修等を行った。

2. 事業の実施内容

- ① 目標設定(技能・労務職除く)
- ② 考課(技能・労務職除く)
- ③ 目標設定所属別等フォロー研修(H24.5.11～5.29の7日間)
- ④ 考課所属別フォロー研修(H25.1.16～2.29の7日間)

3. 事業の成果

今年度から、所属別等で研修を実施したことから、研修受講率が向上し、さらには、専門講師によるマンツーマンの指導・アドバイス等により制度に対する理解が進んだ。

4. 今後の課題

今年度については、上記のような成果があるものの、目標設定及び考課の実施(人事秘書課に提出されたもの)が、ごく一部の所属となっている。

このような現状になっている原因として、①部長級職の不在、②管理職の意識不足、③職員のスキル不足、④考課結果活用方法が不透明、⑤制度が複雑、などと分析している。

今後については、まずは、考課結果活用方法を職員全体に示し、制度の見直し等を行う必要がある。

平成25年度事務事業評価表
【評価対象年度：平成24年度】

参考資料9

1. 事務事業名	人事考課推進事業		
2. 担当課・係	人事秘書課人事係	事業担当課長	田中 一幸
3. 上位の施策 (目的体系の確認)	基本方針	6. 市民と行政による協働のまちづくり	
	施策内容	5. 効率的な行財政運営の推進	
4. 事業開始年度	平成21年度	事業終了年度	—
5. 事業の目的	対象(誰を：受益者)	職員	
	意図(受益者の将来像)	公平で適正な処遇を行います。	

6. 決算額内訳表

(単位：円)

区 分	金 額	区 分	金 額
1 報酬		19 負担金補助及び交付金	
2 給料		(退職手当組合負担金)	
3 職員手当等		20 扶助費	
4 共済費		21 貸付金	
7 賃金		22 補償補てん及び賠償金	
8 報償費		23 償還金利子及び割引料	
9 旅費		24 投資及び出資金	
10 交際費		25 積立金	
11 需用費		26 寄附金	
12 役務費		27 公課費	
13 委託料	2,730,000	28 繰出金	
14 使用料及び賃借料			
15 工事請負費		計(決算額)	2,730,000
16 原材料費			
17 公有財産購入費		直接事業費(A)※	2,730,000
18 備品購入費			

※1 事業費(A)は決算額から人件費等を控除した金額とする。

※2 人件費等とは、2. 給料・3. 職員手当等・4. 共済費・7. 賃金・19. 負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金のみ)をいう。

7. 人件費内訳

	従事者数 (単位：人)	人件費 (単位：円)
正職員	0.30	(B) 2,400,000
嘱託／臨時職員		(C)

※1 正職員1人あたり平均人件費単価 8,000千円とする。

※2 嘱託職員・臨時職員人件費については決算額を基本とする。

8. トータルコスト (直接事業費+人件費)

トータルコスト (A) + (B) + (C)	5,130,000 円
-------------------------	-------------

9. 内部評価

事業の方向性	事業の方向性を決定した根拠となる理由及び改善策
見直しのうえ継続	本事業は、地方公務員法において義務付けされている人事考課の推進事業であり、今後も継続して実施する必要があります。 そして、人事考課が早期に組織・職場に定着するよう、随時、検討・見直しを行っていきます。

※事業の方向性…拡大、現状維持、見直しのうえ継続、縮小、廃止・休止、完了より選択して記入する。

平成23年度事務事業評価表

【評価対象年度:平成22年度】

一次評価日:平成23年6月6日

一次評価者:田中一幸

二次評価の有無:無

事務事業の分類
内部管理/維持管理事業

Plan 事務事業の概要	
1 事務事業名	人事考課推進事業
2 担当課・係	人事秘書課職員厚生係 事業担当課長 田中一幸
3 上位の施策 (目的体系の確認)	基本方針 6. 市民と行政による協働のまちづくり
	施策内容 5. 効率的な行財政運営の推進
4 事業開始年度	H21 事業終了年度 -
5 事業の目的	対象(誰を:受益者) 正規職員
	意図(受益者の将来像) 公平・公正な人事の実現と効果的・効率的な人材育成を図ります。
6 事業の内容 (目的達成の手段)	<ul style="list-style-type: none"> ◆人事考課制度の試行(管理監督職員対象) ◆人事考課制度運用上の問題点の把握と、より実態に即した制度とするための制度改定(人事考課制度設計委員会4回開催、設計委員会作業部会43回開催、コンサル業者との協議8日) ◆人事考課制度を職場に定着させるため、また、職員の制度導入に対する理解浸透を図るための説明会・研修会の実施(人事考課訓練研修会4日8回実施、人事考課制度研修会3日6回実施、面談スキルアップ研修2日4回実施)

Do 事務事業の実施

7 指標とコストの推移(行政資源投入の状況)								
指標分類	①指標名	単位	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(見込)	22年度(実績)	23年度(見込)	24年度(見込)
成果指標	制度への理解度	%		64.2	70.0	57.3	70.0	80.0
	考課対象者にアンケート調査							
活動指標	人事考課制度の制度設計・実施等			管理監督職員制度設計	管理監督職員試行一般職員制度設計	管理監督職員試行一般職員制度設計	全職員試行	全職員試行
	人事考課実施率	%	—	—	100.0	90.8	100.0	100.0
	考課実施者数/考課対象者数							
	面談実施率	%	—	—	39.6	39.6	70.0	90.0
	面談実施者数/考課対象者数							
	人事考課制度研修受講率	%	—	—	80.0	55.8	80.0	90.0
	受講者数/受講対象者数							
③ 直接事業費計(単位:千円)			0	3,150	2,100	2,100	2,100	2,100
④ 財源内訳	国庫補助金							
	県補助金							
	その他							
	一般財源		0	3,150	2,100	2,100	2,100	2,100
⑤ 従事者数	正職員	0.00 人	0.38 人	0.50 人	0.33 人	0.30 人	0.30 人	0.30 人
	嘱託/臨時職員							
	正職員	0	2,900	3,816	2,518	2,289	2,289	
	嘱託/臨時職員							
⑥ トータルコスト			0	6,050	5,916	4,618	4,389	4,389
⑦ 単位あたりコスト(単位:円)				12,477	10,271	9,702	9,520	9,520
トータルコスト/正規職員数								

Check 事務事業の評価

8 妥当性の評価

① なぜ市が主体的に実施するのか

- | | |
|----------|---|
| A | A. 市が実施するよう法令(県条例を含む)で定められた事業 (法令名: 地方公務員法第40条)
(※内部管理事業で、市以外が実施することが困難な事業を含む) |
| | B. 公共性や収益性の観点から、市が主体的に実施すべき事業 |
| | C. 市以外でも実施可能であるが、市が主体的に実施することが望ましい事業 |
| | D. 市が主体的に実施する必要性は低い、何らかの理由により市が実施している事業 |

上記の判断根拠/評価についての説明

地方公務員法第40条の規定により、職員の執務を定期的に評価することが義務付けられています。さらには、市職員給与条例においても職員の勤務成績に応じた昇給・勤勉手当の配分が規定されており、人事考課を実施する必要があります。なお、近年、人事考課による人材育成の推進が注目されており、人事考課活動を通じた職員個々の自主的な能力開発や活発な職場でのOJTを推進する観点からも、制度を実施する必要があります。

② 事業対象(者)の設定及び受益者負担は適正か

- | | | | |
|----------|----------|--------------|-----------|
| — | A. 適正である | B. 不適正な部分がある | C. 不適正である |
| | — 評価対象外 | | |

上記の判断根拠/評価についての説明

妥当性評価8-①の評価区分がA評価のため。

9 有効性の評価

① 事業の必要性は高いか(事業の目的は薄れてきていないか)

- | | | | |
|----------|-----------|-------------|-------------|
| A | A. 必要性は高い | B. 必要性はやや高い | C. 必要性はやや低い |
| | D. 必要性は低い | — 評価対象外 | |

上記の判断根拠/評価についての説明

上記妥当性の評価の判断基準に記載している事項から、本事業の必要性は高いと判断します。

② 期待された効果(成果)は上がっているか

- | | | | |
|----------|---------------|---------------|------------|
| D | A. 期待以上である | B. ほぼ期待どおりである | C. 期待以下である |
| | D. 効果を把握していない | — 評価対象外 | |

上記の判断根拠/評価についての説明

本事業は平成21年度から制度設計に着手したもので、平成22年度から管理監督職員、本年度から一般職員も含めて試行しているものです。したがって、現時点では、事業導入効果を把握するに至っていません。また、職員の全般において仕事の評価に慣れておらず、本事業に対する抵抗が非常に強く、対応に苦慮しているところと見込んでいます。

10 効率性の評価

現在のコストを低減(事務効率化を含む)することができないか

- | | | |
|----------|------------------|-------------------|
| B | A. 全く低減することができない | B. あまり低減することができない |
| | C. 低減することができる | D. 大きく低減することができる |

上記の判断根拠/評価についての説明

本事業を導入するに当たって、コンサル業者に導入支援業務を委託しているものです。現時点では、本委託は平成23年度までを予定しているところですが、その後については、制度の定着度合いや考課者の考課スキル程度により、外部講師を招聘した研修実施が必要になると見込んでいます。コスト低減できるかどうかは、制度の職場への定着と制度の適正運用のための考課者の考課スキル向上にどの程度の期間を要するかによると見込んでいます。

11 問題点・課題の整理

① 短期的な問題点・課題(1年以内に取り組むべき課題)

- ◆全庁的な、人事考課制度の必要性や制度の仕組み、運用方法の理解浸透
- ◆制度の問題点把握と制度改定

② 中長期的な問題点・課題(概ね3年以内に取り組むべき課題)

- ◆全庁的な、人事考課制度の必要性や制度の仕組み、運用方法の理解浸透
- ◆制度の問題点把握と制度改定

③ 担当課のみでは解決が困難と考えられる問題点・課題

人事考課制度は、職員それぞれが必要を感じ、職場で適正に運用されて始めて機能するものであるため、人事担当の考えのみで強力に推進しても全く機能しないという事態も想定されます。場合によっては、時間をかけて定着させるといった考えも必要となります。

Action 事務事業の改善 / 事業費の方向性					
12 前年度(H22)の評価表に記載した改善内容	特になし。				
13 前年度(H22)に実施した改善内容	職階又は職種ごとの作業部会7部会を設置、計43回開催し制度への理解を促すとともに、制度運用上の問題点の把握、制度改定を行いました。				
14 今年度(H23)の改善内容	H22に実施した改善内容を継続して実施する予定です。				
15 来年度(H24)の方向性	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow; text-align: center;">A</td> <td>A. 拡大 D. 縮小</td> <td>B. 現状維持 E. 廃止・休止</td> <td>C. 見直しのうえ継続 F. 完了</td> </tr> </table> <p>上記の判断根拠/評価についての説明</p> <p>平成20年度に実施した、職員の能力開発などに関する意識調査では、多くの職員が、現行の人事が不公平・不公正であることを指摘し、モチベーションが低下していると訴えています。これを解消するためにも、人事考課制度による公平・公正な人事の実現が必要不可欠です。また、人事考課制度活動による職員自らの能力開発やOJTの推進など、人材育成推進の観点からも人事考課制度の早期の定着が望まれます。</p>	A	A. 拡大 D. 縮小	B. 現状維持 E. 廃止・休止	C. 見直しのうえ継続 F. 完了
A	A. 拡大 D. 縮小	B. 現状維持 E. 廃止・休止	C. 見直しのうえ継続 F. 完了		
二次評価					
16 一次評価に対する意見1(問題点・課題の整理について)	二次評価対象外				
17 一次評価に対する意見2(今年度(H23)の改善内容について)	二次評価対象外				
18 来年度(H24)の方向性	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;"></td> <td>A. 拡大 D. 縮小</td> <td>B. 現状維持 E. 廃止・休止</td> <td>C. 見直しのうえ継続 F. 完了</td> </tr> </table> <p>二次評価対象外</p>		A. 拡大 D. 縮小	B. 現状維持 E. 廃止・休止	C. 見直しのうえ継続 F. 完了
	A. 拡大 D. 縮小	B. 現状維持 E. 廃止・休止	C. 見直しのうえ継続 F. 完了		